

スペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争-海外植 民地領有のレトリックと統治の実態-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 林, 義勝 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1536

スペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争

—— 海外植民地領有のレトリックと統治の実態 ——

林 義 勝

要旨 本稿の目的は、19世紀末から20世紀初頭にかけてアメリカ合衆国が戦ったスペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争を対象に、戦争遂行のレトリックとこれを契機に合衆国が支配下に置いたハワイ、キューバ、フィリピン諸島に対する合衆国の政策を明らかにすることである。アメリカ政府は各地域の政治情勢を勘案しながら異なった統治を行ったが、その際援用したレトリックはアングロ・サクソン系アメリカ人の人種的優越性及び非白人の劣等性であった。アメリカ系白人少数派が主導権を握っていたハワイには、併合後、基本法を制定してアジア系労働者を政治過程から排除し准州の地位を与えた。キューバについては合衆国政府が革命派の自治能力を否認し、プラット修正条項を彼らに受け入れさせることによって保護国化した。フィリピン諸島については、フィリピン人を文明化するというレトリックを用いて併合したが、現地の革命派は独立を掲げて武力抵抗に及んだため、アメリカ政府は軍事制圧のため多くの兵士を送り、1902年にフィリピン・アメリカ戦争の終結を宣言した。同年フィリピン基本法を制定し、「善意の同化」政策を継続したが、フィリピン人はアメリカ市民権を与えられず、フィリピン諸島も准州としての地位が認められなかった。このように合衆国の統治の在り方は地域によって異なっているが、その底流には非白人種に対する優越性が一貫して流れていると言えよう。

キーワード：スペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争、米西戦争、フィリピン・アメリカ戦争、海外領土

はじめに

アメリカ対外関係史研究者協会 (The Society for Historians of American Foreign Relations) が刊行している学会誌 *Diplomatic History* は、1999年春季と夏季の2号にわたって “The American Century: A Roundtable” を特集した。周知のごとく、“The American Century” とは、第二次世界大戦にアメリカ合衆国が参戦する直前に、『ライフ』(*Life*) など有力な雑誌を刊行しているタイム・ライフ社社主ヘンリー・ルース (Henry Luce) が発表した社説のタイトルであった。その中でルースは、20世紀はアメリカ合衆国の世紀であるとし、そうした運命がアメリカ国民に課すことになる責務を引き受けるよう主張している¹⁾。この特集の趣旨は、21世紀を目前に控え、アメリカ国民がルースの呼びかけにどのように応え、それが世界にどのような変化をもたらしたのか検証しようというものであった。アメリカ合衆国の対外関係史研究を代表する15名もの歴史家が、*Diplomatic History* の編集長マイケル・ホー

ガン (Michael J. Hogan) の要請に応じて、過去 100 年間にわたって合衆国が世界の中で果たしてきた役割を様々な角度から分析した論文をこの特集号に寄稿している。例えば、世界の民主主義の発展に対してウッドロウ・ウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領が果たした貢献、非政府組織の台頭に関するアメリカ的思考が及ぼした影響、世界各地の文化がアメリカ化したことに注目する観点、さらには、アメリカ対外関係の展開におけるジェンダーと人種の役割に注目するなど、20 世紀の世界にアメリカが果たした役割を顧みることに歴史研究者は大きな関心を示したのである⁹⁾。

しかし、こうした試み以外にも 19 世紀末からのアメリカ合衆国の対外関係史を批判的に捉えた先行研究は数多くある。例えば、第二次大戦終了直後に対共産主義勢力の封じ込め政策に深く関与した外交官で後に研究者になったジョージ・F・ケナン (George F. Kennan) は、国際問題に対する「法律家的＝道徳的アプローチ」によって国家間の問題に善悪の概念を持ち込み、合衆国が「国家的利益の擁護」という観点より「実現不可能な目標を達成」しようとする過ちを犯していると批判する⁹⁾。また、ニューレフト史家の指導的立場を占めたウィリアム・A・ウィリアムズ (William A. Williams) は、その古典的著書『アメリカ外交の悲劇』のなかで、合衆国は建国当初から膨張主義により「帝国」を樹立し、国内における民主主義と資本主義を維持するために対外政策の遂行では「門戸開放帝国主義」を推進し、その結果合衆国の理念を国外で踏みにじってきたことを明らかにした⁹⁾。さらに、マイケル・H・ハント (Michael H. Hunt) は、合衆国の対外政策における「イデオロギー」の果たす役割を重視し、それを歴史的視点から分析し、合衆国の世界観を形成する重要な要因として次の 3 点を挙げている。海外に自由を普及させようとする国家的使命感、建国当初にまでさかのぼることができる他民族に優劣をつけて対処する人種主義 (的態度)、及びアメリカ的規範から逸脱した革命、特に左翼による革命への嫌悪である⁹⁾。

以上とりあげたような合衆国の対外関係の遂行に批判的な先行研究に学びながら、小論では、アメリカ合衆国の対外政策を遂行する際に援用されるレトリックと、そのレトリックの下で遂行された現実の政策に注目したい。その事例として、19 世紀末から 20 世紀初頭の世紀転換期に合衆国が戦ったスペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争 (1898～1902 年) に焦点を絞っていく⁹⁾。なぜなら、この戦争こそ、本論で詳述するように、戦争を正当化するレトリックと現実の政策の乖離が明白に現れる点で、20 世紀のアメリカ対外政策の在り方を象徴する意味を持つと考えるからである。

第 1 章 スペインとの開戦とハワイの併合

(1) スペインとの開戦

キューバは 19 世紀末になっても依然としてスペインの植民地であったが、特に砂糖の輸出

を通してアメリカ合衆国に経済面での依存度を強めていた。また、合衆国側も砂糖の海上輸送やその精製、また自国の工業製品の市場としてばかりでなく、キューバの砂糖、タバコ、コーヒープランテーションや鉱山への直接投資でキューバとの利害関係を深めていた⁷⁾。しかし、1894年に合衆国政府はウィルソン・ゴーマン (Wilson-Gorman) 関税法を成立させ、それまで無関税であったキューバ産砂糖にも40%もの関税を付与することになり、キューバからの合衆国への輸出が激減した。その結果、キューバは深刻な社会不安に襲われ、砂糖プランターのなかには関税障壁を打破するため合衆国への併合を主張する世論も高まった⁸⁾。

こうした動きを背景に、キューバ独立運動の指導者ホセ・マルティ (José Martí) は第二次独立運動を推進することを決意し、1895年2月に革命派はスペイン軍に対して武装蜂起した。同年5月にマルティは戦死したが、その後もパルマ (Thomas Estrada Palma) の指導の下、スペイン軍との武装闘争を継続した革命軍は同年9月にはキューバ共和国臨時政府を樹立した。さらに1896年には革命軍は独立後の土地改革を白人小農民と黒人農業労働に約束するなど、独立運動はキューバ島全体にまで拡大し社会革命の様相を呈してきた。砂糖プランターも対米併合を支持してスペインからの分離という点ではパルマと利害が一致した⁹⁾。

さらに、ニューヨーク市に本拠を構えた革命軍中央委員会 (Junta) が、キューバ独立の大義への理解と革命軍への支援を求めてアメリカ世論に積極的に働きかけを行った。一方、スペイン政府は1896年初頭にウエイレル (Valeriano Weyler Nicolau) 将軍を総督としてキューバに派遣したが、将軍は革命軍を徹底的に制圧するため強制収容所政策を採用した。これは革命軍ゲリラを一般住民と分離するためキューバ各地で展開された作戦であったが、収容所は衛生状態が悪いうえ居住環境も悪く食糧も十分に確保されなかったため、老人、女性や子供を含め、多くの病死者や餓死者をだすこととなった。ハバナ駐在合衆国領事フィッツヒュー・リー (Fitzhugh Lee) は、このままではキューバ全人口の約4分の1にあたる40万人が、1898年初めまでには死亡すると広く信じられていると報告するほどであった。(実際には約10万人が死亡したとされている¹⁰⁾)

キューバの強制収容所での惨状は、いわゆるイエロー・ジャーナリズムによってセンセーショナルな見出しや内容の新聞記事としてアメリカ国内で報道され、1890年代の騒擾とした社会のなかで自らと同様な災厄の犠牲者への同情という形で、国民の間に「キューバに自由を」という叫びは受け容れられていった。こうした世論を背景に、連邦議会では、上院・下院ともにキューバ革命軍を交戦団体として承認するよう政府に要請する決議を1896年に採択し、翌年にはキューバを独立国として承認することも論議に挙がるほどであった¹¹⁾。こうした状況の中、1897年3月に大統領に就任した共和党のウィリアム・マッキンリー (William McKinley) は、その就任演説の中で、キューバ問題に直接言及することを避けながらアメリカ政府の立場を次のように説明した。マッキンリーは国際紛争における解決方法として仲裁が最善であることを

明言し、「我々は征服戦争を欲していない。我々は領土的侵害という誘惑を回避せねばならない。あらゆる平和の斡旋が失敗するまで戦争には決して着手されないうらう」と述べ、「戦争より平和の方が好ましいのである」と主張した¹²⁾。この時点では、マッキンリー大統領は真剣にキューバ問題への合衆国の直接的な介入を考慮していなかったと言えよう。

しかしながら、1898年4月になるとマッキンリー大統領は議会に対してスペインへの宣戦布告を求めたのである。19世紀後半の合衆国対外関係史を研究するロバート・ベイスナー (Robert L. Beisner) は、この間にマッキンリーが態度を変えたことについて、大統領は様々な理由から「戦争だけがもたらすことができること、すなわちキューバにおける暴力行為の終焉」を望んだと解釈している。マッキンリーは、キューバの騒乱が続けば、不安定な経済状況の継続、米国によるキューバへの投資と貿易への悪影響、アメリカ国内での好戦的愛国主義の台頭、近隣地域での事件を解決できないことで他国の物笑いになる心配、中国における列強の侵略の激化に対するアメリカ政府の対応が遅れることなどを警戒していた。さらに、キューバ革命軍がスペイン軍との休戦を拒否し、遠からず自力で打倒することが不可避的状况であることを認識したマッキンリー政府は、キューバの独立承認か合衆国の介入かを選択せざるをえなかったのである¹³⁾。しかし、マッキンリーはこうした理由を議会に提示せず、スペインへの宣戦布告を正当化するレトリックとして、「人道上の観点から、文明の擁護のために、そして、危険にさらされたアメリカの利益を守るために」「キューバでの戦争を止めさせなければならない」と述べ、その目的を達成するため合衆国が戦争に訴える「権利と義務」があると主張したのである¹⁴⁾。大統領の要請を審議した議会では、266人のアメリカ人水兵の命を奪ったメイン号沈没への復讐やアメリカの経済権益の保護を主張する議員もいたが、キューバでのスペイン軍の野蛮な行為や残虐行為を止めさせることは人道上及びキリスト教徒の義務であるという、マッキンリー大統領の立場を支持する意見も強く出された¹⁵⁾。

こうした大統領の対スペインへの宣戦布告を求める要請に対して、連邦議会はキューバの独立を宣言し、合衆国が軍事介入を行う権限を大統領に与える共同決議を承認したのである。しかし、マッキンリー大統領は、合衆国が今後採用する対キューバ政策の選択肢を幅広く残しておくため、キューバ革命軍政府を承認することは回避する意図であることを議会に明言した。最終的にはこの大統領の意向は尊重され、キューバ革命政府を承認するという文言は共同決議に盛り込まれなかった。しかし、コロラド州選出上院議員ヘンリー・M・テラー (Henry M. Teller) が提案した修正条項が付与された。この中で、議会は合衆国がキューバでの戦争を終わらせるために軍事介入しても、キューバに対して「主権、管轄権、あるいは支配権を行使する」意図を持っていないことを明確にし、騒乱制圧後はキューバの統治と支配はキューバ人に任せることを約束した。マッキンリーは非白人を含め多人種からなるキューバ島を併合する意図は持っていなかったため、この修正条項を受け容れた¹⁶⁾。こうした議会での動きについて、

上院議員ジョセフ・B・フォレーカー (Joseph Benson Foraker) は、共同決議はアメリカを含め他の誰からも妨害されることなく独自の政府を樹立し、キューバ人が独立する権利を認めたものであると説明した¹⁷⁾。しかし、後にフォレーカーのテラー修正条項に対する解釈が違っていたことが明白になる。

このようにマッキンリー政権は、人道主義的な観点を強調して議会を説得し、スペインとの戦争を開始した。1898年9月に國務長官に就任したジョン・ヘイ (John Hay) は、アメリカ軍の死傷者数が非常に少なかったことや、その戦果の大きさを誇ってこの戦争を「すばらしい小さな戦争」と呼んだ¹⁸⁾。最初のアメリカ軍の勝利は、アジア艦隊を指揮したジョージ・デューイ (George Dewey) 提督が5月1日にフィリピンのマニラ湾でスペイン海軍を打破したことであった。この作戦については、海軍次官セオドア・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt) がスペインとの戦争の際にはその植民地であるフィリピンを攻撃することを、1897年9月にマッキンリー大統領に示唆していたのである。こうした事前の計画に従って、マッキンリーはスペインへの宣戦布告直後に、香港に停泊していたアジア艦隊に直ちにマニラ湾のスペイン艦隊を攻撃するよう指令した¹⁹⁾。さらに、マッキンリー政権はホワイトハウスでの会議の結果、その後の展開を考慮してキューバへの侵攻に先だって、アメリカ太平洋岸から約7,000マイル離れたフィリピンへデューイ提督が要請した5,000人の増員に対して、10,000人以上の陸軍部隊を派遣した。さらにマッキンリーは、メリット (Wesley Merritt) 将軍にスペイン軍攻撃のためのみならず、合衆国が保持している間はフィリピン諸島の秩序と安全のため、20,000人まで増員する命令を出した。アメリカ遠征軍の第一陣がフィリピンに上陸したのは6月30日であったが、こうしたマッキンリーの命令の背景にはフィリピンを領有する意図があると推測したジャーナリストもいた²⁰⁾。

(2) ハワイ併合とその統治

マニラ湾でのアメリカ海軍勝利のニュースを知ったマッキンリー大統領は、懸案事項であるハワイの合衆国への併合を推進した。共和党から出馬したマッキンリーは1896年に行われた大統領選挙の公約の一つにハワイ併合を掲げており、1875年に締結した相互互惠条約以来の両国の密接な経済関係やハワイへの日本の脅威を理由に、1897年6月には上院に併合条約の批准を求めていた。その際マッキンリーは、アメリカ西海岸のオレゴンとカリフォルニアのフロンティアの延長線上にハワイ諸島を位置づけ、アメリカ系白人プランターが統治していることを強調した²¹⁾。しかし、この時は憲法に規定された上院での3分の2以上の賛成を得ることはできなかった。この間の議会内外での動きについて、歴史家トーマス・オズボーン (Thomas J. Osborne) は、共和党員、民主党員、ポピュリスト、銀本位制推進者、労働組合指導者、砂糖業関係者など、この時点での多様な反対勢力を結束させた共通の絆は、ハワイ併

合がアメリカの伝統的な反植民地政策の放棄と同時に、危険な帝国の道を歩み始めることを意味するという認識であったと主張する²²⁾。

しかし、本論の文脈に則して考えてみると、ハワイ併合反対論として非白人の劣等人種を合衆国へ受け入れることに対する視点から反対論が提起されたことに注目したい。こうした議論は、社会ダーウィニズムの考え方を拠り所としたアングロ・サクソン優越論が1890年代のアメリカ社会の大勢を占めていたことの反映でもあった。イギリス人ハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) が、チャールズ・ダーウィン (Charles Darwin) によって1859年に『種の起源』(*The Origin of Species*) で展開された生物学における進化論を、人間社会にも適用した一連の著作を発表し、個人主義を基礎にした競争原理を伝統的に是とするアメリカ社会に幅広く受容されたのである。こうした社会進化論は、一方では社会生活における政府の積極的な役割を否定し、「適者生存」の考え方を支持する保守的思潮を正当化すると同時に、アングロ・サクソンを頂点とする人種間の優劣を正当化する論理を提供することとなった²³⁾。例えば、政治家のローズヴェルトは、ハーバード大学での学生時代にチュートン系人種の優越論などに関する科目を多く履修し、それが後の彼の人種観の形成に大きな影響を与えたという。また、宗教家ジョサイア・ストロング (Josiah Strong) は、アングロ・サクソン民族が「人種間の最終闘争」において「勝ち抜いていくよう訓練されて」おり、「地球全体に拡散していく」だろうと予言している²⁴⁾。

一方、労働組合の指導者は、ハワイ併合は当地で行われている契約労働制を合衆国にもたらし、賃金労働者が勝ち取った中国人移民排斥政策を台無しにすることになると述べた。さらに、ハワイ在住のアジア系労働者は労働組合の果たす役割を理解しておらず、労働市場で彼らの低賃金労働との競争関係に入ることへの懸念を表明した²⁵⁾。この頃、アメリカ労働総同盟 (AFL) はハワイにおける契約労働者は5万人ほど存在し、その8割が日本人と中国人であると見積もっていた²⁶⁾。19世紀後半の合衆国本土における中国人労働者排斥運動の歴史を振り返れば、ハワイ併合反対論の背後には、こうした人種偏見が見え隠れしていることは言うまでもない。彼らの大半はアングロ・サクソン民族の非白人に対する人種的優越性を当然視していたのである²⁷⁾。さらに、ある労働組合の機関紙は、民主主義は生産者階級の政治権力に依存しているが、ハワイの場合はその階級が非白人労働者であると指摘し、彼らは政治権力を持たないのでアメリカ民主主義には適さないと主張した。統治を行う民主的な政治過程に無知なアジア系大衆を包摂することは、合衆国における共和制の伝統からの逸脱になると警告したのである。また、ハワイ併合反対論者は、イギリスの政治学者ジェームズ・ブライス (James Bryce) が主張した、赤道地帯の植民地の保持は秩序だった自治を行う連邦の一員になるより厄介な重荷になったことを分析した論文をしばしば引用した²⁸⁾。このようにハワイ人口の多数派を構成するポリネシア系、アジア系など非白人の統治能力に対する人種的偏見に満ちた議論が既にこ

の時点であったことを指摘しておきたい²⁹⁾。後のマッキンリー政権によるキューバとフィリピンに対する政策決定過程でも登場する議論の先駆けとして位置づけることができるからである。

しかし、こうした人種主義を踏まえた反対論にもかかわらず、ハワイ併合は、マニラ湾におけるアメリカ軍勝利のニュースを背景に、1898年5月に提案された上院と下院の合同決議案の成立という形で7月に実現した。マッキンリー政権は1年前に提案した併合条約が上院で批准されなかった教訓から戦術を変え、上院と下院でそれぞれ過半数の賛成を得れば成立する合同決議を利用したのである。特に1890年代以降、国内の余剰生産物を売りさばく海外市場に目を向けていた政府関係者、通商上の膨張を主張する議員、実業界の指導者らが中国との貿易を推進する上で、ハワイが商船用の燃料補給基地やアメリカ海軍基地として機能するというコンセンサスを得ていたことがハワイ併合実現の背景として指摘されるべきである。そのうえ、マニラ湾での勝利によって合衆国のアジア貿易への展望が開けたが、一方でヨーロッパ列強による中国の分割競争の激化という事態が急進展したことや、日本政府の態度の軟化などもアメリカ議会でのハワイ併合推進を後押ししたように思われる。下院では賛成209、反対91、棄権49で、上院では賛成42、反対21、棄権26で、この合同決議案は成立したのである³⁰⁾。

しかし、マッキンリー政府がハワイ併合にともなって非白人たちをアメリカ合衆国の一員として受容することに関して反対派が表明した懸念に、どのように対処したのか検討しておく必要がある。アメリカ政府が初めて行った海外領土の統治の実態を明らかにするとともに、その後の政策の先例となるからである。その前提として、当時のハワイ共和国内の統治と人種関係について概観しておこう。1893年まで存続したハワイ王国では、特に1875年のアメリカとの相互互惠条約の締結以来、アメリカ系白人の子孫である砂糖プランターやプロテスタント宣教師の子孫が政府顧問として重用され、政治的発言権を強めていた。さらに、彼らは1887年には王権を制限して白人の政治参加を強化した憲法（銃剣憲法）を制定し、ハワイ統治の主導権を掌握した。この憲法の下では、欧米人はハワイに帰化しなくても財産制限、居住年数などの条件を満たせば参政権を獲得できたが、ハワイ人先住民の多くはアメリカ系白人の施政を容認した憲法への宣誓を拒否したため参政権が与えられなかった。また、主に契約労働者として居住して人口の大半を占めていた中国人や日本人は、この憲法に規定された人種条項により参政権を認められなかった³¹⁾。日本政府はハワイにおける日本人移民への悪影響を恐れて、憲法制定時に彼らにも参政権を付与することを要求してハワイ王朝政府と外交交渉にはいったが、ハワイ議会ではアメリカ系白人を中心とした反王党派の勢力が強く、この要求は実現しなかった。これは急増する日本人移民がハワイでの政治的発言権を高めることへの彼らの警戒心を反映した動きであったと言えよう³²⁾。

一方、こうしたアメリカ系白人の勢力拡大に反発したりリオカラーニ（Lydia Liliuokalani）女王は、彼らの政治参加を制限した「ハワイ人のためのハワイ」をスローガン

に、新憲法の施行を計画した。しかし、これを契機に砂糖プランターを中心とする併合推進派が1893年1月にハワイ革命を起こし、女王を廃位に追いやった。彼らは王朝政府を打倒し、合衆国に併合されることにより砂糖へ課される関税障壁を乗り越えることを望んだのである。こうした計画は当時の民主党のクローヴァー・クリーブランド（Grover Cleveland）大統領がハワイ併合を推進しなかったため達成されず、1894年に彼らはハワイ共和国を樹立した³⁹。

この時のハワイ政府の課題は非白人を劣等人種と見なし国内へ吸収することに反対論が強い合衆国への併合を推進するため、アジア系、特に陸続として流入する日本人移民への対応であった。1896年の国勢調査の結果、日本人人口が占める割合が全体の2割を越すことが明らかとなり、ハワイ政府は日本人移民の上陸を拒否する政策を採用した。当然日本政府はこうした処置に強い反発を示したばかりか、国内の砂糖プランターも低賃金で勤勉に働く日本人労働力を継続的に供給することを政府に要求した⁴⁰。こうした状況下、ハワイ政府は困難な選択を強いられることになったが、その苦境を救ったのは、先に述べたように、スペインとの開戦を契機としたアメリカ政府によるハワイ併合の実現であった。

アメリカ合衆国との併合が実現した結果、ハワイ政府は日本人移民の入国制限を取りやめ、労働力として活用するため砂糖プランテーション内に隔離する方策を推進したのである。そのため、外国人の土地所有を禁止し、外国人漁師には漁獲高1ポンドにつき1セントを課税することによって日本人移民が漁業へ進出することを妨害する一方、公共事業や公職にはアジア系労働者の使用を認めない方針を徹底し、砂糖プランテーションでの労働以外に日本人移民が生計を立てにくいよう法的措置をとったのである。同時に、砂糖プランターは労働力としての日本人移民の待遇改善を推進するなど温情主義的な姿勢をとった。こうして、ハワイ政府は合衆国への併合以前と同様、プランテーションで働く労働力として彼らを利用する政策を徹底したのである⁴¹。

一方、アメリカ政府にとっては、ハワイ併合後にその居住者である日系人を含む非白人に、ハワイ准州の政治過程に関与させるか決断しなければならなかった⁴²。例えば、非白人に参政権を与え、かつ将来的にハワイ准州を将来連邦の一員として受け入れた時、非白人を選挙民に持つハワイ出身の上院議員と下院議員が連邦議会で発言権を持つことになり、その結果、アメリカ国民全体の死活的な利害に影響を与えるような重要な争点で彼らに左右される事態が生じる可能性があるが、それを甘受するかどうか判断を迫られたのである⁴³。

マッキンリー政府は、こうした課題に1900年6月にアメリカ、ハワイ両政府が協力して制定した基本法（Organic Act）で対処した。この法律はハワイ併合を認めた合同決議案に規定されていたように、マッキンリー政権が任命する5名の委員によって原案が策定されたが、その中にはスタンフォード・ドール（Stanford Dole）前ハワイ共和国大統領や上院外交委員会委員長ジョン・T・モーガン（John T. Morgan）等が含まれていた。この法律の下でハワイ

は正式にアメリカ准州となり、軍事などの重要事項は連邦政府の管轄になり、実質的にはハワイ共和国政府がそのまま准州政府として機能した。准州知事にはドールがマッキンリー大統領に任命され、併合以前と同様にアメリカ系白人を中心とした支配体制が継続された³⁰⁾。

また、立法部については、上院、下院の被選挙権と参政権を制限した。1898年の時点でハワイ共和国の市民であった者を自動的にハワイ准州の市民とし、同時に合衆国市民と認定した。即ち、併合に伴って合衆国の市民として認定する者を、白人と黒人の子孫以外には合併直前にハワイ共和国の市民権を保持していたハワイ人に限定したのである。その結果、ハワイの人口の大半を占める東洋系移民は、この基本法に規定された市民の定義によって参政権が剥奪された。中国人移民については、すでにハワイ併合決議案によってアメリカ本土の中国人移民排斥法がハワイ准州にも適用され、さらにハワイ准州からアメリカ本土への中国人移民の渡航も禁止されていた。また、ハワイ共和国が伝統的に実施してきた外国人居住者の帰化権も剥奪された結果、この時点でハワイに居住していた約26,000人の中国人移民、約61,000人の日本人移民が市民権獲得の機会を失うことになった。さらに、ハワイ准州政府の上院、下院議員の選挙資格を合衆国市民であること、および英語あるいはハワイ語の識字能力があることと規定し、日本人移民をハワイ准州の政治過程から排除したのである。さらに、参政権を申請する者については登録委員会で資格審査を行い、同時に一般市民も有資格者かどうか疑義を提示することができるなど、非白人に対して徹底した参政権の制限を実施した³¹⁾。

このように市民権および参政権に関する規程を基本法として整備することによって、アメリカ政府はハワイを獲得する際に合衆国で問題にされた、劣等人種を国内に持ち込むという批判に対して、アメリカ政府としての一つの解決策を見いだしたのである。こうして、アジア市場に進出する際の中継地点として機能することが期待されるハワイを、その経済的要請に応えながら、その大半の非白人人口を政治過程から排除するかたちで、支配する体制を合衆国は整えたのである。

第2章 キューバの保護国化

(1) キューバでの軍事的勝利

キューバへの侵攻は陸軍へ多くの志願兵が押しかけたにもかかわらず、その出発港フロリダ州タンパへの正規軍、軍事物資や武器・弾薬の輸送や準備のため手間取ることとなった。そのため陸軍將軍ウィリアム・シャフター (William R. Shafter) アメリカ遠征軍司令官が率いた17,000人が29隻の輸送船に分乗し、6月19日にタンパを出港した部隊が最初の遠征軍であった。シャフター將軍は、キューバ革命軍のガルシーア (Calixto Garcia) 將軍の援護を受け、キューバの南東部への上陸作戦を展開し、7月初めにはエル・カーネィとサンファン・ヒルでの激戦の後、スペイン軍の主力部隊が駐屯するサンチャゴ・デ・クーバ攻略に成功した。一方、

アメリカ艦隊はサンチャゴ港から脱出しようとしたスペイン艦隊を撃破した。こうしてキューバでの戦闘は短期間で終了し、8月にはアメリカとスペインの間で休戦協定が締結され、その後アメリカ軍は近隣のスペイン領プエルト・リコも制圧した⁴⁰。

こうしてアメリカ軍は短期間にスペインとの戦争で軍事的勝利を収めたが、その後のアメリカ政府の対キューバ政策を予測させる事態が既にこの過程で起きていたことに注目したい。一つはアメリカ軍が15万人ものスペイン正規軍との戦闘の中で、一貫してキューバ革命軍の軍事的役割と勝利への貢献を軽視したという点である。例えば、シャフター将軍は、ガルシージャ指揮下の革命軍を、主にスペイン軍の動きを探る斥候役や、塹壕掘り、物資運搬作業に従事させるのみであった。また、「ラフライダーズ」(Rough Riders、荒馬の乗り)と呼ばれた志願兵部隊の大佐としてキューバでの戦闘に参加したセオドア・ローズヴェルトは、サンチャゴでのキューバ革命軍の働きについて「ほとんど役立たずであった」と回顧している⁴¹。しかし、実際にはアメリカ遠征軍がキューバ上陸作戦を展開する際、1,500人ものキューバ革命軍がその場で警戒に当たり、上陸地点へのスペイン軍の攻撃を回避するため内陸での戦闘に従事した。実際、あるスペイン軍将軍はこの時のキューバ革命軍のアメリカ遠征軍への支援活動を高く評価している。また、エル・カーネイでの戦闘では、ガルシージャ将軍がアメリカ軍の要請を受け入れ、両軍が協力することによってスペイン軍の制圧に成功した。さらに、サンチャゴ市攻略作戦では、スペイン軍が同市防衛のために派遣しようとした部隊をキューバ革命軍が押しとどめ、アメリカ軍の作戦を成功に導く役割を果たしたのである⁴²。

こうしたキューバ革命軍の軍事的貢献にもかかわらず、シャフター将軍はスペイン軍との休戦会談や降伏文書調印式にもガルシージャ将軍の出席を求めなかった。また、武装した革命軍がサンチャゴ市内に入ることを禁止した⁴³。こうした対応は、当然彼らの怒りを買った。ガルシージャ将軍は、暫定的であれ、降伏させたサンチャゴ市の政務にスペイン人役人を使うことに抗議し、スペイン人に対して虐待を加える恐れがあるという理由で革命軍がサンチャゴ市内へ進攻することを禁止したことに対してシャフターに強い不快感を表わした。さらに、革命軍はスペイン人に対する残虐行為や臆病な行動によってキューバ独立の大義を辱めるようなことはしないと強調した。そして、ガルシージャ将軍はアメリカ軍とはこれ以上協力できないと述べ、ゴメス将軍(Máximo Gómez)に辞表を提出したのである⁴⁴。

キューバ革命軍のパルマなどの指導者は、マッキンリー大統領がアメリカ議会に対してスペインとの宣戦布告を要請した際、大統領がキューバ独立の大義に共感を示さず革命軍臨時政府を承認しなかったことに懸念を抱いていた。ニューヨークに本部を置く革命委員会のスポークスマンは、キューバの独立を明言した介入以外には反対する立場を表明したほどであった。また、ガルシージャ将軍も合衆国の武力介入には懐疑的であり、スペイン軍を放逐してしまえば合衆国はキューバ政府を承認するつもりはないのではないかと考えていた。ただ、戦争が終結す

る前にこうした疑念を持つことはせず、マッキンリー大統領の姿勢にかかわらず、最後にはアメリカ国民の世論がキューバの独立を後押ししてくれるだろうと楽観的な態度をとっていた⁴⁵⁾。しかし、サンチャゴの制圧が決着する過程でシャフター将軍が示した行動によって、ガルシア将軍のアメリカ政府のキューバ政策に対する不満は一挙に吹き出したのである。

一方、遠征軍に参加したアメリカ人兵士はキューバ革命軍と初めて接触して、彼らが戦前に抱いていたイメージと違っていたことを認識した。キューバに介入する以前ハースト系新聞に描かれた、アメリカの救済を求めているスペインの残虐な圧制の典型的な犠牲者は、若くて美人の白人女性であった。また、革命委員会の支援を受けてキューバに入国したある志願兵は、革命軍の10分の9は白人が占め、黒人との混血であるゴメス将軍自身も純粋なスペイン人直系の軍人で、下士官の大半はプランター、牧畜業者、農民、専門職従事者、実業家であると伝えていた。このアメリカ人兵士は後にキューバ島東部出身の革命軍兵士の大半が黒人であるという事実を知ったが、こうした報道がなされた結果、合衆国ではキューバ軍のほとんどが白人から構成されているという印象がもたれていた⁴⁶⁾。しかし、キューバ人口の約3分の1が黒人の子孫かその混血であり、キューバ革命軍の中心勢力は小作人あるいは地方出身の黒人兵で、その割合は全体の7割から8割以上を占めていたと言われる。また下士官のうち4割が黒人で、さらに将軍職についていた黒人が20名もいるほどであった⁴⁷⁾。

さらに、戦闘形態そのものも合衆国では革命軍の実態を歪めて報じられていた。現実に革命軍が戦ったのはいわゆるゲリラ戦であった。彼らは少数兵士からなる戦闘集団を数多く結成し、軍隊としての訓練も武器、軍服、弾薬の装備も不十分であり、キューバの港や内陸の重要な拠点を占拠したこともなかった。しかし、彼らはスペイン人商店を略奪し、スペインがその収入源としている製糖工場や砂糖プランテーションに火を放ち、鉄道網、電話線、橋梁を破壊し、スペイン軍に圧力をかけた。時には武器を略奪するためスペイン軍を襲い、地方でのキューバ革命軍の優位を保持したのである。しかし、合衆国ではニューヨークの革命委員会や新聞報道を通して、キューバ革命軍は軍服を着用し、装備も調べ、軍旗を掲げて整然とスペイン軍に攻撃を加える軍隊であるというイメージが作られていた⁴⁸⁾。

こうしたイメージは、実際にアメリカ遠征軍がキューバ革命軍と接触することによって急速に変化した。彼らは革命軍の服装が調べていないことや、携帯している武器が奇妙だと感じ、それが革命軍の戦闘能力の評価にまでつながったのである。あるアメリカ軍将校は、キューバ革命軍兵士の容姿や行軍の様子から、彼らは訓練が行き届いておらず、戦争の遂行にあたってはアメリカ軍が事実上すべての戦闘を戦い、道案内か斥候くらいにしか役に立たないだろうと評価した。また、ローズヴェルトは革命軍兵士のほとんどが黒人か混血であることを指摘したが、同じラフ・ライダーズと同僚で後にキューバ軍政長官となるレオナード・ウッド将軍(Leonard Wood)は、黒人兵士を「部分的にしか文明化されていない」存在だと見なした⁴⁹⁾。

サンファン・ヒルの戦闘に参加したある志願兵も、キューバ人兵士を「訓練されていない野蛮人」だと述べている⁵⁰。ジャーナリストでキューバにわたったジョージ・ケナン (George Kennan) は、ゴメスが率いる革命軍の5分の4は黒人とその混血から構成されており、その事実だけでもキューバ人に対する信頼感はないと報じた⁵¹。さらに、アメリカ人兵士には、彼らは働こうとも戦おうともしない怠惰で貪欲な山師であり、アメリカの寛大さにつけ込み自分たちの土地を不当に荒らしまわる物乞いとして、さらにスペイン軍捕虜に報復を加える無慈悲な存在として映った。また、キューバ革命軍は戦闘に加わらず、後方でアメリカ軍用支給食を食べ、「キューバの自由」という大義に対して無関心であると考えられるにつれて、彼らに対する認識は軽蔑から嫌悪に変わっていった。こうした、アメリカ軍兵士のキューバ革命軍に対する評価の背後には、自分たちは白人の軍隊であり、「黒んぼ」(niggers)の助けなど不要だという横柄さと人種的偏見があったことは言うまでもない⁵²。また同時に、こうした人種的偏見が、キューバに対して彼らが大義としてスペインと戦った独立の達成を認めないどころか、合衆国の保護国とするための正当化の論理としても使われることになるのである。

(2) キューバの保護国化

マッキンリー政権は、1898年8月にスペインと休戦協定を締結し、スペイン軍は直ちにキューバとプエルトリコから撤退することを約束した。この休戦協定に対して、キューバ革命軍のトマス・パルマ将軍はスペイン軍が撤退する以外にははっきりしていないが、合衆国の戦争目的はキューバ人のためにキューバを解放することであったことを改めて強調し、祖国はキューバ人に与えられると信じているとニューヨークの革命委員会で声明を発表した⁵³。

しかし、キューバ革命軍ばかりでなく後に触れるフィリピン革命軍の代表もこのアメリカとスペイン政府の講和交渉の場に呼ばれることはなかったが、こうした対応はアメリカ政府がスペインとの講和条約の締結ばかりか、今後の両地域の統治について主導権を握る決意を示していた⁵⁴。マッキンリー政権のこうした決意を示した最初の行動が、キューバ革命軍の武装解除及び解散であった。キューバ島東部では、ガルシニア将軍率いる革命軍は戦時中頼りにしていた軍用必要物資と糧食の供給が、スペインとの戦闘の終結とともに先細りの状態に直面し、兵士たちの飢餓、病気、失業という圧力の下に、自己崩壊し始めていたのである。ガルシニア将軍は、合衆国はテラー修正条項を尊重するという説得を受けてアメリカ政府との関係をこの頃までには改善しており、アメリカ軍のウッド将軍に革命軍兵士のために仕事と食料を与えるよう要請した。ウッド将軍はその交換条件として約14,000人の革命軍兵士の武装解除を要求し、積極的に公共事業による仕事の創出を推進したため、多数のキューバ人兵士はこれに従った。その結果、1898年10月末までには、革命軍はほとんど解体したと言えよう。一方、キューバ島中部及び西部では、そもそも戦時中から医薬品、靴、食料や衣料が十分調わず、その上約束

された給料が払われていなかった。食糧事情は大変悪く、盗みをしたり餓死する兵士もでるほどであった。とりわけ給料の不払いは革命軍にとっても兵士にとっても深刻な問題であった。そのため、ガルシア將軍はその財源を求めて11月ワシントンへ渡り、マッキンリー大統領と会談を行った。マッキンリーは革命軍の解散を促進するため資金提供を申し出た。ガルシア將軍は300万ドルを提示し、アメリカ政府がこれを了承した。さらに、キューバ革命軍を支えた地方組織も12月までには活動を停止し、革命軍も1899年4月には正式に解散した⁵⁶⁾。

こうしてマッキンリー政権は革命軍の解散に成功したが、キューバ支配を進める上で解決しなければならないもう一つの課題は、合衆国によるキューバの支配を否定したテラー修正条項への対応であった。そもそもテラー修正条項を認めたことを批判した者もいたが、合衆国によるスペイン軍駆逐後もキューバ支配を継続することを正当化する根拠は修正条項の文言そのものの中に隠されていた。すなわち、テラー修正条項では、合衆国はキューバに対して「主権、裁量権、あるいは支配権」を行使しないことを明示していたが、さらにキューバの「平定」(pacification)が達成された時にキューバ人に統治と支配を任せることを規定しており、マッキンリー政権はこの条件が整っていないという立場をとったのである。「ニューヨーク・タイムズ」(*New York Times*)も、今や合衆国はキューバが完全に平定されるまでそこから撤退しない「法的及び道徳的」義務があると主張した。さらに、「平定」とは単に武力による紛争が終結しただけではなく、「安定した」政府が樹立されることが必要であるとも解釈された。例えば、共和党のオーヴィル・プラット (Orville Platt) 上院議員は、安定した政府とは「生命、自由、財産を適切に保護することができる能力を持った政府」であると主張し、後にキューバ軍政長官を務めるウッド將軍は、実業家が安心してキューバに投資することができる条件が整うことだと説明した⁵⁶⁾。

しかし、本稿のコンテキストでは、キューバ人に対する人種的偏見によって彼らの独立や自治を否認するというアメリカ人の主張にも注目したい。上に述べたように、合衆国ではキューバでの戦闘を通して、キューバ革命軍兵士に対する人種的偏見が明白になったが、戦闘終了後にキューバの統治の在り方をめぐる論議の中でこうした態度が一層顕著になってくるのである。キューバにおける黒人や黒人の混血の人種的劣等性ゆえに、彼らに自治を認めることはキューバ社会に混乱をもたらす恐れがあり、秩序を維持するためにスペイン撤退後も合衆国が統治を継続すべきだという主張である⁵⁷⁾。例えば、キューバ遠征軍に参加したサミュエル・ヤング (Samuel B. M. Young) 將軍は、キューバ革命軍兵士は「アフリカの野蛮人と同じように自治能力をもっていない」と主張した。また、キューバ人を「判断力がなく、自分たち自身のこととも管理することに不慣れで、興奮したり反対されるとすぐに暴力に訴える」と述べた將軍もいた⁵⁸⁾。さらに、ウッド將軍はキューバで独立を主張しているのは、「市民としての責任あるいは義務についての概念が完全に欠如した」「無知な大衆」「無法な烏合の衆」であると非難

した⁶⁰⁾。

こうした議論を踏まえて、マッキンリー政権はキューバに自治あるいは独立を認めることなく、アメリカ軍によるキューバ占領政策を採用したのである。キューバ統治の責任者である軍政長官には、1899年1月にジョン・ブルーク (John R. Brooke) 将軍を、さらに1899年12月にはレオナード・ウッド将軍を任命し、1902年5月までに、24,000人から45,000人のアメリカ人兵士を占領軍として派遣した⁶⁰⁾。この軍事占領の間に合衆国は、1901年3月に成立した軍隊支出法 (Army Appropriation Bill) に付与されたプラット修正条項という形で対キューバ政策を形成するのである。当初マッキンリー政権は、選挙を通して合衆国の政策に対する正統性を打ち立てようとした。すなわち、根強く残っているキューバの独立への動きを封じ込めるため、合衆国の当面の統治に理解を示す保守派を糾合することに努力を集中したのである。そのため、陸軍長官エリヒュー・ルート (Elihu Root) の言葉を引用すれば、「無知で無能な大衆」を排斥するため選挙権を制限した。財産資格の設定や識字能力を選挙権の要件とすることによって、キューバ人口の多数を占める下層階級から選挙権を剥奪したのである。同時に、ウッド軍政長官はキューバ独立を唱道する革命派に対抗するため、保守派の選挙運動に肩入れした。しかし、1900年6月に行われた地方選挙では保守派が敗退し、キューバ独立派が勝利を収めた。さらに、12月に行われたキューバ憲法制定会議に参加する代議員を選出する選挙でも独立派が勝利を得た。事実、キューバでは合衆国政府が予想していたより独立支持派が勢力を強め、国民の間に支持基盤を築きあげていたのである⁶⁰⁾。

アメリカ政府は、キューバ人は合衆国が受け入れることができない議員を選出すること自体が彼らの自治能力の欠如を示したもので、あるいはキューバ人は容易に感情に流され、デマゴグの口車に乗せられることをこうした選挙結果は証明したものと解釈した⁶⁰⁾。一方、キューバ統治の責任者であるルート陸軍長官は選挙結果を深刻に受け止め、キューバにおける合衆国の利益を保全しつつ、軍事占領政策を早期に終結する別の方策を打ち出す必要に迫られた。その結果、ルートは合衆国とキューバの関係の在り方について、以前に構想していた両者の交渉による合意形成の方式から、合衆国による一方的な、しかも「キューバの基本法」の一部として正式にそれを位置づけることを決断したのである。こうした認識を踏まえて、ルートは1901年1月に合衆国とキューバ関係の基礎をなす不可欠な条件を提示した。第1の条件は、「新しい憲法の下に樹立される政府にキューバの統治を委譲するにあたって、キューバの独立の保全と生命、財産、個人の自由を適切に保護できる安定した政府を維持するため、合衆国は介入する権利を留保する」ことであった。第2の条件は、新政府はキューバの独立を損なったり干渉を許すような外国との条約等の締結をする権限を持たないことであった。第3の条件は合衆国がその義務を果たすため、キューバに海軍基地を保持すること、そして、最後の条件はアメリカ軍による軍事占領の下で施行された法律はすべて、キューバで新憲法が実施された後

も効力を持つことを明示したのである⁶³⁾。

アメリカ連邦議会では、ルートが提示した諸条件を軍隊支出法へのプラット修正条項という形で具体化して1901年2月に承認した。これによって合衆国は、併合という形でなく、保護国として間接的にキューバを支配することを明確にしたのである。ルートはこうした項目をキューバ憲法の中に盛り込み、合衆国軍の撤退後も確実に遵守される保証を要求した。キューバ人は彼らの独立と主権を損なう条件の厳しさに驚き、広範な反対運動を展開した。折からハバナで開催中の憲法制定会議に出席していた代議員たちも、キューバの独立と主権を侵害するプラット修正条項を受け入れがたいと批判した。これに対して、ルートはマッキンリー大統領に対してプラット修正条項をキューバ憲法に挿入しない限り発効しないこと、憲法が発効しない限り政府も樹立されないことを強調し、キューバに対する非妥協的な姿勢を堅持するよう求めた。しかし、マッキンリー大統領は、後に述べるフィリピンでの革命軍とアメリカ軍との戦争が依然として継続していることで、政府の植民地政策が批判されることを懸念し、キューバに対して宥和策を講じた。彼は憲法制定会議の代議員にキューバへの介入については無差別的に行うことでなく、最後の手段としてのみ行使されることを私的に伝えたのである。また、すでに革命軍は武装解除を終わっており、フィリピンのように軍事抵抗を行い、アメリカ政府が要求するプラット修正条項＝アメリカによる保護国化を拒否する力はキューバに残っていなかった。合衆国の権威への挑戦と軍事占領への抵抗はキューバ独立を遅延させるのみであった。一方、合衆国とキューバとの貿易関係を一層緊密化するという約束がプラット修正条項への態度の変更を促したとする見方もある。最終的には、キューバ憲法制定会議は16対11でこれを承認し、アメリカによる軍事占領は1902年5月に終了した⁶⁴⁾。

第3章 フィリピンの統治

(1) フィリピン併合

スペイン海軍は壊滅したが、マニラ市は依然として10,000人以上のスペイン正規軍と同規模のフィリピン人民兵の支配下に置かれていた。しかし、スペイン軍はアメリカ遠征軍ばかりでなく、フィリピン独立推進派と軍事的に対峙しなければならなかった。フィリピン独立運動は、秘密組織カティプナン (Katipunan) のリーダーであるアンドレ・ボニファシオ (Andrés Bonifacio) の指導の下、1896年8月に武装蜂起していたが、後にタガログ人と中国人を両親に持つエミリオ・アギナルド (Emilio Aguinaldo) が軍事指導者に就任した。1897年12月にスペイン軍と漠然とした政治改革の約束を交わしたアギナルドは、金銭の支払いを受け一時的に軍事抵抗運動から離脱し、香港に向かった。しかし、1898年3月スペイン軍がフィリピン人に対する圧政を再開したため、抵抗運動が再発した。この武装蜂起は、合衆国がスペインとの戦争に乗り出す時と時期を同じくしたのであるが、以前と違ってルソン島だけで

はなくフィリピン諸島の南部の島々にも広がりを見せた。アギナルドは、この開戦のニュースを聞いた後マニラに向かい、デューイ提督とオリンピア号上で会談し、直ちにスペイン軍への軍事攻撃の準備に着手した。アメリカ軍はフィリピン独立軍と情報を交換し、アメリカ軍がスペイン軍から接収した武器・弾薬を彼らに提供するなどの援助を与えることを約束したが、これが後にフィリピンの独立と自治を目指した戦いを合衆国が支持することを約束したというアギナルドの主張の根拠になった⁶⁵⁾。

マッキンリー政権はこの時点では明確な対フィリピン政策を確定しておらず、現地の軍事責任者がアギナルドに何らかの政策上の関与をすることによって、将来の合衆国の政策決定に影響を及ぼすことを恐れていた。そうした配慮から、ジョン・ロング (John D. Long) 海軍長官はデューイ提督に革命軍や政治団体との政治的同盟関係を持たないよう指示を与え、デューイ提督もこれを了承した⁶⁶⁾。一方、アギナルドが率いた独立軍は10,000人にもおよび、各地に駐屯していたスペイン軍を圧倒し、1898年6月にはルソン島中部を制圧した。アギナルドはフィリピン共和国の独立を宣言し、自らを大統領とした暫定政府を樹立した。デューイ提督はこうした動きに反対せず、彼らは合衆国がこうした一連の動きを黙認していると解釈した⁶⁷⁾。

しかし、実際には、マッキンリー政府はマニラ市を軍事占領するため、デューイ提督の要請をはるかに越えた正規軍5,000人を含む20,000人規模の遠征軍を、ウエズリー・メリット (Wesley Merritt) 少将を指揮官として派遣することを決定していた。6月30日に遠征軍の第一陣が到着したが、この情報に接したアギナルドはフィリピン軍が独自にマニラ市を占領しようとする計画をアメリカ軍によって覆される危惧を抱いた⁶⁸⁾。さらに、7月半ばにはアメリカ遠征軍司令官のメリット少将もフィリピンに到着し、アメリカ軍は総勢10,000人を越え、8月に既に戦意を喪失していたスペイン軍に対して降伏を求めた最後通牒を発した。フィリピン軍の報復を恐れたスペイン軍指揮官は、アメリカ軍がフィリピン人兵士のマニラ市内への進行を阻止することを降伏条件とした。両軍司令官のこうした了解に基づき、スペイン軍は形式的な抵抗を示しただけでアメリカ軍に降伏した。アメリカ軍とスペイン軍の代表は、キューバでの場合と同様、フィリピン独立運動の指導者であるアギナルドと相談することなく8月14日に休戦協定の詳細を決定し、調印式にもアギナルドを招待しなかった⁶⁹⁾。マッキンリー大統領は、メリット少将とデューイ提督に当てた訓令で、アギナルド軍との共同占領はありえず、それどころか合衆国による軍事占領とその権威、および戦闘の停止を彼らに認めさせることを求め、それを達成するため必要ならばどんな手段を講じてもよいと訓令を送った⁷⁰⁾。一方、アギナルドはメリット少将の要請を受けて当面マニラ市郊外に軍隊を撤退させたが、アメリカ遠征軍がフィリピンに到着した時にアギナルドが抱いた危惧が的中し、両者の緊張関係は高まった⁷¹⁾。その後、アギナルドが派遣した革命政府の外交官フェリーペ・アゴンシリョ (Felipe Agoncillo) は、ワシントンでマッキンリー大統領に面会したが、彼はフィリピン革命政府か

らの公式文書を受け取ることを拒否した。その後パリでも米西両国講和代表团から無視されたアゴンシリョは再度ワシントンに戻り、アメリカ國務省にフィリピンの独立と合衆国による承認を求めた覚え書きを提出した⁷²⁾。

マッキンリー政権は、フィリピン革命政府の要請を無視しながら、スペインとの講和条約の締結に向けて準備を進めた。その最大の課題はスペイン政府との交渉というより、フィリピン諸島の統治の在り方を決定し、それをフィリピン人に認めさせることであった。マッキンリー大統領はアメリカ政府講和交渉使節団との会議では、スペインとの戦争の結果合衆国に「新しい義務と責任」が生じたと述べ、それを果たすためマニラを獲得するだけでなく、ルソン島全体に合衆国の支配権を拡張する必要があると指摘していた⁷³⁾。しかし、マッキンリーはその後、通商上の競争相手であるヨーロッパ列強にフィリピンを手渡すことはできないという現実的考慮や、その地理的近接性からアジア貿易を推進する基地としての機能も考慮して、フィリピン全土を領有するという決定を下した。この決定はマニラへのデューイ提督への援軍の派遣、その後の軍事占領、ハワイの併合、グアムの確保と、マッキンリー政権が追求した一連のアジア・太平洋地域への膨張政策の論理的帰結であった⁷⁴⁾。

しかし、マッキンリー大統領は10月半ばに中西部を遊説し、行く先々の演説で人道主義的理由から合衆国は戦争に踏み切ったことを強調し、スペインの圧政のくびきから解放された人々を救済する義務を果たさねばならないという道徳的考慮による海外領土の獲得という点を主張した。マッキンリーはフィリピンに対する合衆国の責任は、「フィリピン人を教化し、彼らを高揚し、文明化し、キリスト教化する」ことだとフィリピン領有を正当化した⁷⁵⁾。さらに、アングロ・サクソン系アメリカ人は人種的に優秀であり、それ故「野蛮な怠惰と習慣」に陥っているフィリピン人を救い出し、彼らを「世界最高の文明の通路に導く」義務があると強調したのである⁷⁶⁾。

アメリカ講和代表团は、こうしたレトリックに基づいたフィリピン諸島全体を領有するというマッキンリー大統領からの訓令を受け、その旨をスペイン側代表团に通告した。キューバの放棄、プエルト・リコ、グアムの譲渡に加えて、マニラ市を軍事占領しているにすぎないフィリピン諸島全体をさらに合衆国に割譲することは、スペイン代表团にとっては驚愕すべき要求であった。こうしたアメリカ側の提案を受け入れることは、スペイン植民地帝国の崩壊を意味した。しかし、交渉の決裂は戦闘の再開につながることであり、是非ともスペインとしては回避しなければならないことであった。こうした配慮の下、アメリカ側がスペイン政府に対して2,000万ドルにおよぶ金銭上の補償を行うことで最終的な交渉が成立し、12月にパリ講和条約が締結された⁷⁷⁾。

フィリピン諸島全体の合衆国への割譲をスペイン政府に認めさせたマッキンリー政権にとっても、当面二つの課題に対処しなければならなかった。一つはスペインと締結した講和条約の

上院での批准を得ることであり、一つはアギナルドが指揮する独立軍と緊張関係を高めているフィリピン諸島の軍事的制圧とその後の統治の問題であった。本稿の文脈では、マッキンリー政権がこうした課題に立ち向かって行く際、彼らが非白人であるフィリピン人に対して持っている人種の偏見が果たした役割を明らかにすることが重要である。

アメリカ国内では、マッキンリー政権がフィリピンを領有する姿勢が明確になった1898年11月、ボストンで反帝国主義者連盟 (Anti-Imperialist League) が組織され、パリ講和条約の批准、特にその条項に含まれているフィリピン領有の是非をめぐって活発な論議が始まった⁷⁸⁾。後に陸軍長官に就任するエリヒュー・ルートは、フィリピン人の大半は「全くの野蛮な状態」からほとんど進化しておらず、合衆国のように優れた存在に何のためらいもなく依存する子供のようなものであり、統治にあたっては「被治者の同意」を必要とする理論を彼らに適用することは馬鹿げていると主張した⁷⁹⁾。上に指摘したように、マッキンリーはアングロ・サクソン系アメリカ人には劣等人種を教化する道徳的、キリスト教徒としての義務があると述べ、フィリピンの領有を主張した。また、インディアナ州選出の上院議員アルバート・ビヴァリッジ (Albert Beveridge) もアメリカ人を全能の神によって「選ばれた民」と自認し、東洋での「我々の義務」を果敢に遂行すべきであると訴えた⁸⁰⁾。宗教家ジョサイア・ストロングも同様の信念を持っていた⁸¹⁾。ここでは、キリスト教徒としての使命感を前面に出してフィリピン全土の領有を主張しているが、その根底にはアングロ・サクソン系アメリカ人がフィリピン人を劣等視している姿勢が読みとれる。反帝国主義者連盟の指導者の多くも、フィリピン人を劣等視している点ではまさに領有支持者と同じ基盤に立ってフィリピン領有に反対した。彼らは、合衆国の領土的膨張は伝統的に大陸内にとどまっておき、人口も希薄でその地域の開拓は主として白人のキリスト教徒で、英語を話す人々によって推進され、その結果、新しい領土は将来的には新たな州として昇格し、アメリカ共和国の一員として連邦に加入できたと主張した。しかしながら、今回推進されているフィリピン領有については、そこには既に人種的に劣等な非白人が多数居住しており、合衆国の州には昇格できない海外領土の領有であり、従来の方針からの明らかな逸脱であると非難した⁸²⁾。

こうしたフィリピン領有反対論に対して、マッキンリー政権はどのように対応したのであるうか。彼らは、アメリカ人が劣等視している非白人が多数居住しているフィリピンをどのように統治していくのであろうか。その課題に対処する方策はパリ講和条約のなかに規定されていた。これまでは合衆国が新しい領土を獲得した場合、例えばルイジアナ地方の領有、テキサスの併合、アラスカの購入などでは、人口の希薄さあるいは人種構成を勘案して、その地域の住民は集団的に合衆国市民として帰化させることができた⁸³⁾。しかし、合衆国がパリ条約によって領有する地域 (フィリピン、プエルトリコ、グアム) の住民の公民権と政治的地位については、第9項に合衆国の連邦議会で決定されると明記されていたのである⁸⁴⁾。この規定を活用

することによって、フィリピン領有支持者たちは議会がフィリピン人を合衆国の政治過程に取り込むことや、あるいはフィリピン人に合衆国市民権を与えるようなことはしないと希望していたし、そう信じていたのである⁸⁹⁾。海外領土領有反対派の一人であるテラー上院議員も、フィリピン人に合衆国の市民権を付与することに反対し、さらに上院にはキューバ、プエルトリコ、フィリピンが合衆国の一員となることを望んでいる議員は誰もいないと強調した⁸⁹⁾。

パリ講和条約は、次節で述べるアギナルドの率いるフィリピン独立軍とアメリカ軍の軍事衝突が始まったニュースがワシントンに到着直後、1899年2月に僅差で批准された。この条約批准が成立したのは、民主党の指導者であったウィリアム・ジェニングズ・ブライアン(William Jennings Bryan)が、現実的にスペインとの戦争状態を終結させるためにはパリ条約の批准が必要であると認識し、同党の議員に批准に賛成するよう働きかけたこともその要因だと考えられる⁸⁹⁾。しかし、本稿の文脈では、フィリピン領有支持派と反対派はともにフィリピン人を劣等人種と見なしアメリカ市民権を与えず、フィリピンの政治的地位について将来に州として合衆国の一員になることに反対していたことではコンセンサスがあったことを指摘しておきたい。そして、後に述べるように、これは1902年7月に連邦議会が制定するフィリピン基本法(Philippine Organic Act)で明確に示されることになる。この法律の下で、フィリピンは合衆国の支配に置かれた「統合されない准州(領土)」(unincorporated territory)として規定された。すなわち、合衆国はフィリピンを領有するが、後に州として合衆国に統合しないことが明記されたのである⁸⁹⁾。

(2) フィリピン統治とアメリカ・フィリピン戦争

マッキンリー大統領は、パリ講和条約締結直後の1898年12月に「善意の同化」宣言を発し、フィリピン諸島の主権がスペインから合衆国を譲渡されたことを宣言した上、軍事統治の目的はフィリピン人の「個人的権利と自由」を保障し、「善意の同化」政策を採用することによって、彼らの「信頼、尊敬、および愛着」を勝ち得ることであると明らかにした。この声明はエルウェル・S・オーティス(Elwell S. Otis) 将軍によって1899年1月にフィリピン全土に提示された⁸⁹⁾。イラストラードと呼ばれる教養階級の保守派の人々は、混沌としたこの時期に国政をリードしていくフィリピン革命軍の指導力に対して懐疑的で、むしろ合衆国政府の声明を額面通り受け取っていた⁹⁰⁾。しかし、実際には、アメリカ政府はフィリピン人を本質的に劣等人種であると位置づけ、合衆国が彼らの自治能力を認めるまで独立を与える考えはなかった。一方、オーティスは「善意の同化」政策の執行責任者であったが、フィリピン人はフィリピンに居住している白人を狙って略奪と殺戮を行うことを望んでいるだけで、こうした政策の恩恵を受けることはない⁹¹⁾と断言していた。

こうした状況の下、アギナルドはマッキンリー政権が彼らの独立の要求を無視して、スペイ

ンとの講和条約を締結したことを非難し、合衆国政府の「約束や根拠のない言葉」に惑わされないようにフィリピン人同胞に注意を促し、1899年1月にはアメリカ軍に対する武力闘争を呼びかけた⁹²⁾。同年2月初めにアメリカ遠征軍とマニラ郊外で武力衝突が起き、これが1902年7月まで続くフィリピン・アメリカ戦争の始まりであった。陸軍長官ラッセル・アルジャー(Russel A. Alger)はアギナルドが率いるフィリピン軍を単なる武装集団と軽視していたが、実際には50,000人ほどの兵士が参集したと言われている⁹³⁾。当初は、オーティス將軍指揮下のアメリカ軍は約26,000人の軍勢であったが、従来通りの戦略を採ったアギナルドに対して、近代的武器、弾薬および戦術面で軍事的優勢を保ち、3月には、革命軍が政府を置いていたマロロスを制圧し、6月末にはルソン島の中部から南部にかけて軍事的勝利を挙げた。しかし、アメリカ軍は都市を制圧したにすぎず、フィリピン全土を掌握するためにはアメリカ本土からの援軍を待たねばならなかった⁹⁴⁾。

1899年3月に制定された陸軍法の下に組織されたアメリカ軍は、キューバ、プエルトリコなどでの戦闘経験を持った兵士から構成されていた。さらに、フィリピンに派遣するため、35,000人の志願兵も徴募された。1899年11月、増援部隊がフィリピンに到着するとともに、アメリカ軍はルソン島北部に根拠を定めたフィリピン革命軍に対して攻勢に転じた。こうした軍事力の不利を補うため、アギナルドは革命軍の本拠地であったターラックがアメリカ軍に占領された後、部隊を小隊に分割し自軍に有利の時のみ攻勢に出るゲリラ戦術を採った。こうした戦術の転換は、アメリカ軍が熱帯地域特有の病気や消耗から厭戦気分になり、あるいは海外植民地獲得に批判的なアメリカ世論がアメリカ軍の撤退を求めるようになるまで、時間を稼ぐことが目的であった。アギナルドはアメリカ国内の反帝国主義勢力の影響力を過大評価し、フィリピン軍の抗戦が1900年の大統領選挙における民主党の勝利につながることを期待していたのである。ゲリラ戦の採用に伴い、アギナルドの率いる革命軍政府は状況に応じて本拠地を移動させ、革命軍への協力を強要する一般民衆へのテロ活動が頻発する一方、地方での軍事的勝利が全体の戦争の勝利に結びつかなくなり、戦闘は各地に分散化した⁹⁵⁾。

一方、マッキンリー大統領は1899年3月、ジェイコブ・G・シュアマン(Jacob G. Schurman)コーネル大学学長を団長とする第一次フィリピン委員会(The First Philippine Commission)をマニラに派遣した。この委員会の派遣はフィリピン・アメリカ戦争の勃発以前に決定されており、その目的は次第に露呈してきたフィリピン人とアメリカ政府の間の認識の誤差や政策の在り方を調整し、対フィリピン政策を決定するため情報を収集することであった。シュアマン委員会は、教育程度が高く富裕で、革命軍と一線を画す保守派の教養階級から主に意見を聴取した。彼らは一般大衆の政治経験のなさ、フィリピン諸島全土での使用言語の多さ、文化と生活様式の多様性、それに伴う相互の意志疎通の困難さのため、「独立した主権を持ったフィリピン国家は現時点では可能でもなく望ましくない」、むしろ「合衆国の後見と

保護を必要としている」と陳述した。また、1899年4月にフィリピン人に対して発表した声明の中で、シュアマン委員長は遠からずアギナルド軍が鎮圧されて合衆国の主権がフィリピン諸島全体に及ぶことを明言した後、その限度内でフィリピン人に対して信教の自由、基本的な個人の諸権利、自治を認めていく姿勢をとる旨を公言し、マッキンリー大統領が1898年12月に発表した「善意の同化」政策を実現する具体的方策を示した⁹⁶⁾。こうした合衆国の政策はアメリカ支配下の地域ではそれなりの効果を上げたが、フィリピン革命軍は第一次フィリピン委員会の声明に惑わされないで、武力闘争を続ける意志を再確認した⁹⁷⁾。

1899年2月のフィリピン・アメリカ戦争の勃発を契機に、マッキンリー政府はフィリピン政策の管轄を国務省から陸軍省へ移行していたが、同年8月フィリピン、キューバ、プエルトリコにおける統治体制を樹立するため、弁護士エリヒュー・ルートを8月に陸軍長官に任命した⁹⁸⁾。ルートはフィリピン情勢を次のように分析していた。フィリピンは多数の島から構成され、そこに60以上の部族が居住し、それぞれが違った言語を話しており国家としての体をなしていない。彼らが自治能力や自衛能力をもっていないことは多くのアメリカ政府関係者の証言から明らかである。その大半の部族が平和、法と秩序の維持および合衆国の保護を望んでおり、合衆国軍がフィリピンで戦っているのは、アギナルドという利己的かつ野心を抱いた「軍事独裁者」である⁹⁹⁾。

こうしたルート陸軍長官の認識を踏まえて、フィリピン駐屯アメリカ軍司令官オーティス將軍は、陸軍の役割は革命軍によるテロ活動やゲリラ戦、略奪を抑制するだけではなく、文民政府の開設、学校教育の普及、地方自治体の保安活動へのフィリピン人の参加などの非軍事的政策も実施した¹⁰⁰⁾。さらに、マッキンリー大統領は、オーティス將軍からのフィリピンにおけるアギナルド軍の制圧は終わっているという報告を受け、シャウマン委員会の方針を引き継ぐ形で、連邦巡回判事ウィリアム・H・タフト (William H. Taft) を団長とする第2回フィリピン委員会の派遣を決定した。この委員会への訓令は、のちに陸軍長官に就任するルートによって起草された。訓令では、フィリピンに対する「善意の同化」政策を法と秩序が維持できる範囲内で積極的に推進すること、さらにフィリピン統治に関する権限を合衆国陸軍から文民政府へ移行することを明確にした。さらに、この権限移行の時期を1900年9月と設定し、それぞれの行政区の平定が宣言され次第、陸軍はその統治をタフト委員会に譲渡することが定められていた。そして、フィリピン全域が平定された後、アメリカ遠征軍にかわって委員会が実権を掌握し、委員長であるタフトが民政総督に就任することが予定されていた¹⁰¹⁾。

タフト委員会が1900年6月にマニラに到着する以前から、オーティス將軍の指揮下に公布された一般命令 (General Order) 43号 (1899年)、44号 (1900年) の規程に基づいて、アメリカ軍は地方都市の市長、市議会、警察からなる地方自治団体を組織した。但し、投票権は財産か教育程度に従って制限され、選挙有資格者は少数であった。兵士はチョークと黒板代わ

りのポンチョを持参して、子供達に初歩的な英語を教えた。ルソン島南西部では、アメリカ軍の占領後半年の間に203の学校が開校され、1万人以上の生徒が通学していた¹⁰²⁾。タフト委員会は、こうした現状を検討しながら、8月に直属の上司であるルートに今後合衆国が推進すべき政策を具申した。タフトは現地に到着以来、保守的なイラストラードとの接触を繰り返すなかで彼らの「劣等性」への認識を強めていた。そうした認識が報告書全体の基調をなしており、それに基づいて合衆国の役割を規定している。フィリピン人は「極めて無知で、迷信深く、騙されやすく、節操のない指導者アギナルドの指導の下合衆国に反抗してきたが、アメリカ軍によるフィリピン軍制圧は進捗しており、多数の人々が平和と望み、合衆国の主権を自ら受け入れる姿勢を示している。マッキンリー大統領が再選を果たして対フィリピン政策が確定すれば、アメリカ支配に対する反抗の動きも、革命軍指導者や兵士とともに2ヶ月以内に消滅する。アギナルドを中心とした独立派が実権を握ればフィリピンの将来は絶望的である。それ故、合衆国は文民政府の樹立、すなわちフィリピン人警察隊と効率的な公務員制度の創設、司法制度と法典の改革、金本位制による通貨改革、教育の推進、共通語としての英語の推進などに着手すべきことを報告書は提言した。タフトはこのように合衆国の役割を位置づけたが、フィリピン革命軍はフィリピン制圧が絶望的であるとの印象をアメリカ国民に与え、ブライアン民主党候補に勝利をもたらすためにあらゆる手段に訴える可能性があるため、マッキンリー再選まで「善意の同化」政策の推進を遅らせる必要性を認識していた¹⁰³⁾。

一方、フィリピン革命軍はまさにタフトの予想したように1900年の秋になるとアメリカ大統領選挙に影響を与えることを目標にアメリカ軍への攻勢を強めたが、影響を与えることはなかった。アメリカ国民の主要な関心は必ずしも「帝国主義」にはなかったのである¹⁰⁴⁾。むしろ逆に、アメリカ遠征軍司令部とワシントン政府はこの攻勢を契機にゲリラ活動の規模と激しさを認識し、徹底した鎮圧作戦に乗り出したのである。こうした認識を反映して、ルート陸軍長官はアメリカ軍は「われわれが西部において対インディアン戦争で成功した方法」を採用しなければならないと表明した。フィリピンではオーティス将軍の後任者アーサー・マッカーサー少将 (Arthur MacArthur) が、12月20日に戒厳令を敷いた。さらに、アメリカ軍は遠征軍の権威を受け入れるフィリピン人は保護するが、通常は農民のなりをし自在に兵士に早変わりするゲリラや、彼らを支援する者に対して厳罰を処すことを明確にした。また、フィリピン人捕虜を解放する条件として、今後はゲリラに関する情報の提供、武器の譲渡、あるいは同志への裏切りなど、実際の行為によって合衆国への支持を示すことを重視し、アメリカへの「忠誠の誓約」のみで釈放する政策を破棄した。こうしたマッカーサーのゲリラ鎮圧政策の厳格化とともに、アメリカ遠征軍は70,000人規模に達し、しかもフィリピン事情に精通した古参兵がその主要な戦力を占め、ゲリラ活動に対処する十分な布陣を敷いたのである。以前からの地方自治体の編成や学校の運営などの事業は継続されたが、アメリカ軍の中心的な任務はゲリラ活

動を制圧する軍事的な側面であることが明白となった¹⁰⁵⁾。

同時に、タフトはアメリカの主権を前提に、革命軍から一線を画そうとするフィリピン人に対する懐柔策を推進した。その一つがパルド・デ・タベラ (Pardo de Tavera) を党首とした保守的なイラストラドによる政党、フェデラリスタ党 (Partido Federal, Federalistas) の組織化を認めることであった。彼らが政党の組織化を推進したのは1900年末までに革命運動はほぼ収束し、地方の大地主で革命運動の指導者を輩出していた農村地域の組織化に乗り出す時機が到来したと判断したことによるが、同時に合衆国がフィリピン統治体制を明確にし、その体制に親アメリカ派のフィリピン人を積極的に登用することを認識したことによる。フェデラリスタ党の綱領は、革命運動の鎮圧とフィリピンの合衆国への併合、そこでの州としての地位の獲得であったが、タフトはそれを実現不可能と考えていた。しかし、タフト委員会は1900年9月に公務員法を、1901年初めには地方行政法を施行した。こうした法律の目的は、アメリカへの抵抗を停止するよう独立革命軍を説得するフィリピン人に行政職を確保することであった。タフト委員会はフェデラリスタ党を革命運動の制圧とフィリピン人からの協力を得る手段として活用し、党指導者から数名をタフト委員会のメンバーやアメリカ監督下の文民政府の一員として任命したのである。しかし、タフトはあくまでもアメリカの政策目標を達成する方法についての勧告や修正についての意見には耳を傾けるが、独立革命軍勢力を制圧しアメリカの支配を堅固にするという目標への批判を甘受するつもりはなかった¹⁰⁶⁾。

同時に、アメリカ軍がその軍事力を強化するにつれて、フィリピン革命軍はゲリラ闘争を継続するための軍用必要物資を調達することが困難になっていた。これまでに2年近くアメリカ軍との戦いに従事してきたためゲリラ兵士の間にも厭戦気分が高まり、さらにアメリカがフィリピンから撤退することへの疑念が強まっていた。また、アメリカ軍は1901年1月に有力な革命軍指導者をグアム島へ追放し、軍事制圧の進捗を誇示した。こうした軍事的圧力のみならず、アメリカ軍はゲリラ活動への支援者の財産を没収することや、彼らに隠れ家を提供する村落を焼き払う権限まで与えられた。3月には、フィリピン独立革命軍の中心的指導者アギナルドが逮捕され、これを契機にフィリピン・アメリカ戦争は最終幕を迎えることになる。アギナルドは自らの釈放との交換条件に4月合衆国への「忠誠の誓約」に署名し、さらに各地で活動している革命軍に対して投降とアメリカによるフィリピン支配を支持する呼びかけの声明を発表した¹⁰⁷⁾。

こうしたアメリカ軍の軍事的優勢を背景に、マッカーサー少将の民政移管を時期尚早とする反対にもかかわらず、タフトは1901年3月に連邦議会で成立したスプーナー法 (Spooner Bill) に従って、予定通り7月4日に民政総督に就任した。フィリピンでの統治を軍政から民政に移行することを定めたこの法律が成立した結果、立法案件の主導権がワシントン政府からフィリピンのマニラに根拠を置くタフト委員会に移行したのである。これを受けて上院フィリ

ピン委員会委員長ヘンリー・キャボット・ロッジ (Henry Cabot Lodge) とルート陸軍長官は、将来のフィリピン統治の基本となる法律はタフト委員会が起草することに理解を示した。また、タフト委員長自身も自ら連邦議会に出向き、新しい基本法の概要を説明した。タフトの狙いは二つあり、政治的にはタフト委員会と既に始まっているフィリピン人を登用した統治体制の継続と、この統治体制にさらにフィリピン人の民選議員よりなる下院を設置することを求めている。また経済的には、フィリピンの経済開発を進めるため、マニラに樹立される政府が独自の権限を掌握することであった。具体的には公有地（以前はスペイン政府やカトリック教会の占有地）の使用権と処分権、銀行制度や通貨制度の改革、フィリピンからのアメリカへの輸入品に対する 50 から 75 パーセントの関税削減等が含まれていた¹⁰⁸⁾。しかし、経済関係の諸改革については、当時のアメリカ国内の政治状況を反映して委員会が期待したほどの権限を与えられなかった¹⁰⁹⁾。

1902年7月に連邦議会で成立した基本法 (Organic Act) によって、フィリピンの地位はハワイの場合と違って、将来合衆国の連邦の一員となる可能性を否定した「統合されない」(unincorporated) 合衆国領土と規定され、フィリピン人はフィリピン諸島市民と定義されたまま合衆国の保護下に置かれることになった¹¹⁰⁾。フェデラリスト党がその綱領で唱道した合衆国との併合を拒絶し、同時にアメリカ人が人種的に劣等かつ低賃金労働に従事すると非難するフィリピン人労働者の合衆国への流入を阻止する規定を盛り込んだのである。こうしてアメリカ政府は、1900年の大統領選挙の党綱領でフィリピン人を合衆国市民として認めれば「我々の文明を危険にさらす」と警告を発していた民主党も安心させることができたのである¹¹¹⁾。一方、基本法は政教分離の原則を採用し、スペイン統治時代に優勢を占めていた国家宗教のカトリック教会を否定し、さらに立法部については二院制を敷くことを規定した。すなわち、立法部は選挙によって選出されたフィリピン人からなる下院と、合衆国大統領に直接任命されたフィリピン委員会が上院として機能する形態をとった。この規定によってアメリカ政府は既に進められていた地方自治体へのフィリピン人登用をさらに積極的に推進し、自治政府の樹立への一つの道筋を示したが、フィリピンでの立法措置を合衆国連邦議会がチェックする機能も同時に確保されていた¹¹²⁾。さらに、実際には選挙資格による選挙人及び被選挙人の選別が行われた。1907年に最初に行われた選挙での有資格者は21歳以上の男子で、1898年8月13日以前から官職に就き、さらに500ペソ以上の不動産所有者か、英語かスペイン語の識字能力があると認められた者であった。そのため800万人近い人口の内、選挙人名簿に登録したのは、わずか10.5万人ほどだったという¹¹³⁾。マッキンリー大統領が用いた野蛮な未開人であるフィリピン人を文明化するというレトリックが基本法という形で実体化され、アメリカ政府によるフィリピン領有の本質が明確に現れたといえよう。タフト民政総督は「フィリピン人のためのフィリピン」を建設することを強調したが、それは同時に合衆国の国家的利益になっ

ていることが大前提となっていたのである¹¹⁴⁾。

言うまでもなく合衆国が「フィリピン人のためのフィリピン」を建設するためには、1899年2月に始まっていたフィリピン革命軍の平定が重要な課題であった。既に述べたように、アメリカ軍は1901年3月にアギナルドを逮捕し、依然として農村や山間部を部隊に活動続ける革命軍への投降の呼びかけを発表させ、フィリピン全土を軍事的に制圧する確信を深めていた。こうしたアメリカ軍による軍事的制圧の進展を受けて、マッキンリー暗殺後大統領に昇格したセオドア・ロオズヴェルトは、フィリピン基本法の成立した3日後、1902年7月4日に、一部の地域を除き、アメリカ・フィリピン戦争が終結したことを宣言した¹¹⁵⁾。この間にフィリピンに派遣されたアメリカ軍の総数は126,000人を超え、ピーク時には70,000人が駐屯した。その内約4,200人が死亡し、2,800人が負傷したと言われている。また、要した戦費は4億ドルに達し、これはフィリピン諸島領有に際してスペイン政府に支払った金額の20倍にあたる。一方、フィリピン革命軍兵士は16,000人から20,000人が戦死し、約200,000人もの非戦闘員が飢餓、病気、戦闘に巻き込まれて死亡したと推定されている¹¹⁶⁾。

これほどの大きな犠牲が払われたアメリカ軍によるフィリピンの軍事制圧の実態について触れておきたい。以前に述べたように、1900年11月の大統領選挙終了後、マッカーサー将軍は本格的なフィリピン革命軍征討に乗りだし、12月にフィリピン全土に戒厳令を敷き、対ゲリラ戦に対処する体制を整えた。1901年にはいるとさらにアメリカ軍は革命軍に対する軍事的、社会的、経済的側面での締め付けを強めた。一方、フェデラリスタ党支持者はゲリラ戦に従事している兵士への投降勧告を行い、同時に各地でゲリラ狩りも推進した。アメリカ軍はゲリラ活動に協力する地方地主たちの財産を没収したばかりか、彼らをグアム島へ追放することもあった。さらに、ゲリラに食料や隠れ家を確保させないため、農作物を消却処分したり村落の住民を強制的に町に移住させる方策も採用した。また、アメリカ軍軍事裁判所は、証拠がなくとも容疑者を裁く権限が与えられていた。一方、軍事鎮圧が終了した地域では親アメリカ派を地方自治体の職員、警察官として登用し、アメリカ支配下における一定の自治を認め、アメと鞭によるフィリピン制圧を進めたのである¹¹⁷⁾。

1901年7月、タフトが民政長官に任命された際に、遠征軍司令官がマッカーサーからアドナ・チャフィー (Adna R. Chafee) 准将に交代し、ゲリラ活動が継続しているバタンガス州とサマール州の軍事制圧に着手した。この両州における軍事制圧は凄惨を極めた¹¹⁸⁾。アメリカ軍は、サマール島バラングガで9月に守備隊兵士48名がゲリラと土地の住民に「虐殺」された報復として、「教会の石塀と何軒かの家の垂直な大きな柱を除いてバラングガの町の痕跡を残さない」ほど徹底した攻撃を加えた。さらに、ジェイコブ・スミス (Jacob H. Smith) 准将は鎮圧が進んでいないサマール島内陸部を人の住まない「寂しい荒野」にしてしまう程徹底した壊滅作戦を展開した。アメリカ軍はサマール島で12月末までのほぼ3ヶ月間に759人

のゲリラを殺戮あるいは捕虜にし、住民の生活に欠かせない587頭の水牛を殺したうえ何万トンもの主食の米を破棄し、1,662軒の民家と226隻の船を焼き払った。また、スマスはゲリラを捕虜にせず、10歳以上の男子を戦闘員とみなし全員殺戮するよう下士官に口頭で命令したと言われる。この命令に従った部下は、わずか11日間に18人を捕虜にした上39人を殺害し、255軒の民家、30隻の船を焼き払い、麻1トン、米0.5トンを破棄する「戦果」をあげた。スマス准将はこの命令を出したため軍法会議にかけられ、退職を余儀なくされた¹¹⁹⁾。

一方、ルソン島南部の革命軍制圧の責任者として、チャフィー准将はフィリピン駐屯軍の最も優秀な軍人として評価の高かったフランクリン・ベル准将 (J. Franklin Bell) を任命した。ベルはフィリピン人を強情で暴力的な子供であり、礼儀正しく振る舞うよう強要されねばならない存在と捉えていた。彼は武器の回収、ゲリラの投降やゲリラ撃滅作戦への参加などを通してアメリカ軍への支持を実際の行動で示すことを現地の住民に求めた。さらに、投降したゲリラには連絡員や同志の氏名を白状させ、彼らに米や家畜などの食料を断つため食糧貯蔵庫への襲撃も繰り返した。最も悪名高い手段は、スペイン軍がキューバで採用していた強制収容政策であった。すべての農村地域の住民をアメリカ軍が警備する町の指定地域へ強制的に移住させ、戦闘が継続している間はそこに留まらせ、彼らからゲリラが食料や隠れ家の提供を受けられなくしたのである。この強制収容政策の結果、指定地域内では多くの住民が栄養不良と病気で死亡し、アメリカ軍によるフィリピン人への虐待が広がった。第一次フィリピン委員会委員長シャウマンはこの方策をアメリカ軍の「墮落」だと批判したが、ベルの方針が浸透するにつれて、この地域の革命軍は勢力を弱めていった。一方、徐々にフィリピン人住民もアメリカ軍とともにパトロールを行い、ゲリラを特定したり、彼らの隠れ家を教えるようになっていった。最終的には、1902年4月にはこの地域の革命軍指導者マルバー (Miguel Malvar) が投降し、フィリピン革命軍の軍事抵抗は終焉した¹²⁰⁾。

こうした作戦を展開した結果、1902年6月までにはほとんどの地域で革命軍指導者や兵士はアメリカ軍に投降し、フィリピン全土での軍事制圧が終わり、翌7月ローズヴェルト大統領は「叛乱」終結宣言を出した。その後、突発的にフィリピン人による攻勢はあったが、年とともにその数も減少した¹²¹⁾。しかし、この間のアメリカ軍の軍事行動は、フィリピン領有の際にマッキンリー大統領が提示したレトリックの欺瞞性を明確に示すものであった。このアメリカ・フィリピン戦争の大きな特徴は、特にゲリラ戦が戦われるようになってからはアメリカ軍兵士によるフィリピン人捕虜や市民に対して行われた残虐行為と拷問であった。その典型的な例が「水責め」(water cure)であった。この拷問のやり方は、ゲリラあるいはその容疑者を仰向けに寝かせ、腹が風船のように膨張するまで水を無理に飲ませ続け、今度は逆に腹を押したり蹴ったりして水を吐き出させ、ゲリラ活動や仲間の居所などの情報を入手するまでそれを繰り返すのである。アメリカ軍はこの拷問をスペイン軍から学び、ルソン島では少なくとも

も1900年からベル准将がバタンガスで軍事制圧作戦を展開するまで継続的に行われたと主張する研究者もいる¹²²⁾。

アメリカ国内では、編集者のハーバート・ウェルシュ (Herbert Welsh) がフィリピン制圧にあたっているアメリカ軍の残虐行為や拷問に関する情報を帰還兵から聞き出し、1902年初め頃から雑誌 *City and State* でそれを批判し始めた。一方、反帝国主義運動の主要な論客の一人である共和党上院議員ジョージ・ホア (George F. Hoar) も、従軍兵士やその両親から手紙でそうした情報を得ており、1902年1月、上院に特別調査委員会の設置を求める決議案を提出した。結果的には、1902年1月から6月にかけて共和党ヘンリー・キャボット・ロッジを委員長とする上院フィリピン委員会でフィリピン駐屯アメリカ軍の「水責め」、強制収容政策、残虐行為や拷問などについて審議されることになった。

こうした問題に世論の関心も一時的に高まったが、ロッジ委員長は政府の立場を代弁したアメリカ軍擁護の演説を5月に行った。ロッジは文明世界で定められた戦争の規則を破った兵士は直ちに裁かれることを国民に約束した後、アメリカ軍がフィリピン革命軍から情報を入手するため「水責め」、銃を突きつけて脅すこと、残虐行為を犯したことも時にはあったことを認めた。しかし、アメリカ政府としてはそうした行為を軍にやめさせるためあらゆる努力をしたことを強調し、危険で困難な軍務についているアメリカ軍の志気も斟酌しなければならぬと主張した。そして、最後に「アジア人のあらゆる性向と特徴をそなえた文明化が不十分な」フィリピン人に、彼らの挑発と試練のなかで、法と秩序をもたらす努力をしていることに理解を示すよう国民に要請した。一方、戦没将校追悼記念日に演説を行ったローズヴェルト大統領も、「野蛮と未開という暗黒の混沌に対して文明が勝利を収めるために戦っている」アメリカ軍兵士の困難な仕事、報復のためにアメリカ軍が残虐行為を起こすことの頻度の低さ、およびフィリピン人の謀反ぶりを強調した。こうした政府側からのアメリカ軍擁護論に対して、その残虐行為の対象がフィリピン人であるとして、1902年夏には国民の間でこの問題に対する関心はなくなり、フィリピン領有に反対して1898年末から活動していた反帝国主義者連盟も、この時期でほとんど勢いを失ってしまったと言えよう¹²³⁾。

本稿の文脈では、アメリカ軍による残虐行為の対象がフィリピン人であるという明らかな人種主義に基づいた正当化が行われを確認する必要がある。例えば歴史研究者ステュアート・ミラー (Stuart C. Miller) は、数多くのフィリピン・アメリカン戦争に従軍した兵士が書き残した手紙や日記、指揮官の報告書、行軍マーチの歌詞、戦場で発行されていた新聞などを検証し、アメリカ軍兵士のほとんどがフィリピン住民を「黒んぼ」(niggers) と蔑称していることを明らかにしている。また、赴任当初はフィリピン人の独立の大義に共感を持っていた兵士ですら、そこに滞在する期間が長くなるにつれて彼らを「裏切り者の汚物」(treacherous gugus) と見方を変えたのである。この戦争に志願した兵士のほとんどが西部、南部諸州の出

身者で、「唯一の良いフィリピン人は死んだ奴さ。捕虜になんかするな。鉛の弾丸のほうが米より安いんだ」と口にする兵士もいた。また、彼らは、例えば教会や民家に押し入り略奪や無意味な破壊を行うこともまれでなかったが、指揮官もそれを問題にしなかった。さらに、こうした無法さを咎めなかったことがフィリピン人に対する残虐行為を許す下地を作り、アメリカ人兵士が人種的侮蔑意識でそれを正当化するばかりか、それを楽しむという状況を生んでいた。「俺たちはみんな『黒んぼ』を殺したかった。この人間を撃つことは『ホットなゲーム』なんだ。(中略)ウサギのように奴らを殺したよ。何百人も、いや何千人もさ。誰もが夢中だったさ。」「俺たちは文明人を相手にしてるんじゃない。奴らが怖がるただ一つのは、力、暴力、蛮行で、俺たちはそれを奴らにくれてやったのさ。」フィリピンでアメリカ軍を指揮した陸軍高官は、ほとんど例外なく、南北戦後にアパッチ、コマンチ、スウ族などネイティブ・アメリカン諸部族の軍事制圧に参画しており、フィリピンでゲリラ戦に直面した際に同様の戦術を採用することは当然であった。そして、アメリカ軍は彼らの命令に従ってフィリピンの軍事制圧に従事したのであった。こうしたアメリカ軍の残虐行為の背景には、アメリカ合衆国がその歴史のなかで培ってきた人種主義的優越意識が流れていたことは明らかである¹⁹⁾。そもそもマッキンリー大統領をはじめ議会関係者、フィリピンに派遣されたアメリカ軍将校から兵士に至るまで、フィリピン領有決定当初から彼らがフィリピン人に対して持っていた人種的優越意識を考慮すれば、こうした人種的属性を持ち出すことがフィリピンの軍事的平定及び統治の推進に最も有効な説得のレトリックであったと言える。

結びにかえて

マッキンリー大統領統治下、1898年4月に連邦議会がスペインへ宣戦布告を発して始まったスペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争は、1902年7月のローズヴェルト大統領によるフィリピン・アメリカ戦争の終結宣言をもって事実上の終わりを迎えた。この間、アメリカ政府は1898年7月のハワイ併合、1901年6月のキューバの保護国化、1902年7月のフィリピン諸島領有後のフィリピン革命軍の鎮圧を通して、海外領土の統治に乗り出した。その際合衆国が施行した統治の特徴は、いずれの場合も当該地域の非白人住民に対するアングロ・サクソン人種としてのアメリカ人という人種的優越性に根ざしていることである。そして、こうした人種的優越性に基礎を置きながら、それぞれの地域の政治・社会情勢、住民の構成、合衆国の当該地域への利害関係を考慮しながら具体的な統治の在り方を採用していったのである。

ハワイの場合は、合衆国による併合以前から少数派であるアメリカ系白人がハワイ共和国を支配しており、併合後の課題は多数派を占めるアジア系労働者、特に日本人労働者を政治過程からいかに排除するかであった。その答えは、1900年6月に成立した基本法であった。すなわち、この法律によって人種的劣悪性というレトリックを援用し、アジア系労働者には市民権、

選挙権を付与せず、砂糖プランテーションで働く労働力としてハワイ経済を支えていく役割を与え、白人少数派の支配を盤石なものにしたのである。こうした条件が整えば、連邦議会は劣等人種の台頭を心配することなく、大陸内の場合と同様、ハワイを准州として合衆国の一員として受け入れることができたのである。

キューバの場合は、合衆国がスペインの対キューバ政策に介入したレトリックは人道的使命感であったが、キューバ革命軍がスペイン軍に対して勝利を収める可能性に対する懸念もあった。キューバに派遣されたアメリカ軍は、実際にキューバ革命軍と接触を持つようになってから、人種の優越性を根拠に「キューバに自由を」というスローガンを無視したばかりか、彼らの自治能力を否定した。さらに、スペイン軍との休戦交渉、講和条約の締結にあたってもキューバ人を排除し、自国の利益を優先的に追求した。しかし、革命軍はアメリカ政府の巧みな説得を受け、財政難や革命軍への住民からの支援が先細りのなかで軍隊を維持できないこととあいまって、軍事的に合衆国に対抗することができなかった。最終的には、アメリカ政府はプラット修正条項を受け入れさせることによってキューバを保護国化し、劣等人種と見なしているキューバ人をアメリカ市民に組み入れることなく、その経済的、戦略的利益を確保する方策を手に入れたのであった。

フィリピンの場合も、合衆国がスペインとの開戦に踏み切った頃には、キューバと同様に革命軍がスペインに対して軍事的抵抗を強めていた。アメリカ政府は、マニラ市を軍事的に確保するため遠征軍を派遣したが、後の政策の選択肢を広げておくために革命軍とは距離を置くよう指示を与えた。さらに、アメリカ政府はスペインとの講和交渉からフィリピン革命軍を排除したばかりか、野蛮で自治能力を持たないフィリピン人を文明化するというレトリックを用いて、フィリピン諸島を領有する決定を下した。これに対し、革命軍指導者アギナルドは独立を求めてアメリカ軍との軍事的対決を決意し、1899年2月にフィリピン・アメリカ戦争が勃発した。アメリカ政府は、シャウマン委員会とタフト委員会をフィリピンに派遣し、地方自治体での親アメリカ派のフィリピン人を登用するなど、アメリカ支配下での「善意の同化」政策に着手するが、同時に地方に拡散した革命軍の制圧が課題であった。特に、1900年末以降ゲリラ戦が本格化するなか、フィリピン全土に戒厳令を敷き、アメリカ軍による革命軍兵士や彼らを支援する非戦闘員に対する締め付けを強めた。さらに、フィリピン人に対する人種の偏見からアメリカ軍の残虐行為や拷問が目立つようになった。アメリカ国内でこれが問題にされた時も、フィリピン人が野蛮で文明化されていないという主張がその免罪符として機能した。こうした厳格な制圧作戦を展開した結果、1902年7月にローズヴェルト大統領はフィリピン・アメリカ戦争の終結宣言を出した。

一方、1902年7月に成立した基本法によって、アメリカ政府はその後のフィリピンの統治体制を明確にした。その狙いは、フィリピンを合衆国の支配下に置き、アジア市場への前進基

地として、合衆国資本の投資先や市場としての役割を果たさせながら、親アメリカ派フィリピン人を登用して「善意の同化」政策を推進することであった。こうしたレトリックの下、フィリピンは合衆国の海外領土として位置付けられ、将来的に合衆国の一員として連邦に加入することがないことが規定され、フィリピン人にはアメリカ市民権は付与されなかった。こうした処置によって、そもそも人種的劣等性を根拠にフィリピン領有に反対した反帝国主義勢力を納得させ、自国の利益を追求する体制を構築したのである。

このように、アメリカ合衆国は自国民の人種的優越性を前提に、それぞれの海外領土の社会・政治情勢を踏まえて統治体制を整備したのである。すなわち、人種的優越性をレトリックとして用いながら、アメリカ国内で海外領土の統治に在り方について合意を得ると同時に、当該地域の住民に対する支配を正当化し、アメリカ統治に対する抵抗を封じ込めたのである。同時に、住民の中から親アメリカ派を取り込み、抵抗派には武力を行使して制圧し、アメと鞭を使い分けながら、アメリカの利益を追求したのである。その際のレトリックも現地住民の人種的劣等性であり、逆に言えばアングロ・サクソン系アメリカ人の人種的優越性、あるいは彼らに対する使命感を前面に出していったのである。こうした人種主義的優越性に満ちたレトリックは、20世紀初頭のアメリカ人には、たとえ戦闘での残虐行為を伴うものであれ、十分受け入れられるものであった。

本論ではほとんど触れることができなかったが、こうした対外政策の遂行上顕現する人種的優越性が、それまでのアメリカ国内における人種関係の在り方と密接な関係を持つことは十分考えられるところである。例えば、参政権を付与しないことによって政治過程から排除する方策は、19世紀末の南部におけるアフリカン・アメリカンからの選挙権剥奪を、フィリピン革命軍に対する軍事的制圧はネイティブ・アメリカンに対する掃討作戦の展開を思い起こさせる¹²⁵⁾。さらに、ハワイ人、キューバ人、フィリピン人がそれぞれ、合衆国による統治体制の整備に対してどのように関与したか、さらにこうした海外領土の獲得と運営がその後の合衆国の対外政策や、経済活動にどのような影響を及ぼしたのか、さらに具体的に探求されなければならない。また、そうした作業がなされた上で、その立論が最初にあげたアメリカ外交論の諸解釈とどのような整合性をもつかということも課題としてあがってこよう。こうした点については稿を新たにしてい論じたい。

註

- 1) ヘンリー・ルースの論説のテキストについては以下を参照。Henry Luce, "The American Century," in *Diplomatic History*, 23-2 (Spring 1999): 159-171; Robert E. Herzstein, *Henry Luce: A Political Portrait of the Man Who Created the American Century* (New York: Charles Scribner's Sons, 1994): 179-185.
- 2) Michael J. Hogan, "The American Century: A Roundtable (Part I)," *Diplomatic History*, 23-2 (Spring 1999): 157.

- 3) George F. Kennan, *American Diplomacy, 1900-1950* (Chicago: University of Chicago Press, 1951): 95-103. [有賀貞他訳『アメリカ外交 50年(増補版)』(岩波書店, 1986年), 132-142頁]
- 4) William A. Williams, *The Tragedy of American Diplomacy* (New York: The World Publishing Co., 1959) [高橋章他訳『アメリカ外交の悲劇』(御茶の水書房, 1986年)]
- 5) Michael H. Hunt, *Ideology and U. S. Foreign Policy* (New Haven: Yale University Press, 1987).
他にもアメリカ合衆国の対外政策の抱える問題点について歴史的な観点から分析した著作として以下も参照のこと。Robert Dallek, *The American Style of Foreign Policy: Cultural Politics and Foreign Affairs* (New York: Alfred A. Knopf, 1983) [林義勝訳『20世紀のアメリカ外交—国内中心主義の弊害とは』(多賀出版社, 1991年)]; Thomas J. McCormick, *America's Half-Century: United States Foreign Policy in the Cold War* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1989) [松田武他訳『バクス・アメリカーナの五十年—世界システムの中の現代アメリカ外交』(東京創元社, 1992年)]
- 6) 最近では、従来アメリカ合衆国がこの戦争を契機に世界の大国の仲間入りをするされていた「米西戦争」が、その戦争の持つ世界史的意義やその戦争の実態を考慮して「スペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争」と呼ばれるようになってきている。日本の研究では、小平直行「『米西戦争』と米帝国主義」新川健三郎、高橋均編『南北アメリカの500年 第4巻危機と改革』(青木書店, 1993年), 28-48頁; 高橋章『アメリカ帝国主義成立史の研究』(名古屋大学出版会, 1999年), 第1章; メアリー・ベス・ノートン他著(本田創造監修)『アメリカの歴史 第4巻 アメリカ社会と第一次世界大戦』(三省堂, 1996年), 173-186頁を参照のこと。また、英語文献では、例えば以下を参照のこと。John L. Offner, "Spanish-American-Cuban-Filipino War, 1898," in Bruce W. Jentleson & Thomas G. Paterson eds., *Encyclopedia of U. S. Foreign Relations* (New York: Oxford University Press, 1997), IV: 110-114; Thomas G. Paterson, J. Garry Clifford, & Kenneth J. Hagan, *American Foreign Policy: A History to 1914* (3rd ed. Lexington: D. C. Heath & Co., 1988): 203-205; Thomas G. Paterson Stephen G. Rabe eds., *Imperial Surge: The United States Abroad, The 1890s-Early 1900s* (Lexington: D. C. Heath & Co., 1992): xi; Philip S. Foner, *The Spanish-Cuban-American War and the Birth of American Imperialism, 1895-1902* (2 vols, New York: Monthly Review Press, 1972).
なお、この戦争に関する研究史の動向については以下の文献が有用である。Thomas G. Paterson, "United States Intervention in Cuba, 1898: Interpretations of the Spanish-American-Cuban-Filipino War," *The History Teacher*, 29-3 (May 1996): 341-361; Ephraim K. Smith, "William McKinley's Enduring Legacy: The Historiographical Debate on the Taking of the Philippine Islands," in James C. Bradord ed., *Crucible of Empire: The Spanish-American War and Its Aftermath* (Annapolis: Naval Institute Press, 1993): 205-249; Edward P. Crapol, "Coming to Terms with Empire: Historiography of Late-Nineteenth-Century American Foreign Relations," *Diplomatic History* 16-4 (Fall 1992): 573-597; Joseph A. Fry, "William McKinley and the Coming of the Spanish-American War: A Study of the Besmirching and Redemption of an Historical Image," *Diplomatic History*, 3-1 (Winter 1979): 77-97.
- 7) Jules R. Benjamin, *The United States and the Origins of the Cuban Revolution: An Empire of Liberty in an Age of National Liberation* (Princeton: Princeton University Press, 1990): 20-23, 32-33; Frederick B. Pike, *The United States and Latin America: Myths and Stereotypes of Civilization and Nature* (Austin: University of Texas Press, 1992): 163-167; 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』, 24-31頁。
- 8) Louis A. Pérez, Jr., *Cuba and the United States: Ties of Singular Intimacy* (2nd ed. Athens: University of Georgia Press, 1997): 74-76. Idem, "Cuba: Sugar and Independence," Thomas M. Leonard ed., *United States -Latin American Relations, 1850-1903: Establishing a Relationship* (Tuscaloosa: University of Alabama Press, 1999): 44-45. また、以下も参照のこと。小平直行

- 「砂糖とアメリカ帝国主義の成立」『熊本大学教養部紀要 人文・社会科学編』28号, (1993), 75-95頁。これは「主にキューバの甘蔗糖生産とその市場を素材として, アメリカ帝国主義成立の世界的前提」を実証的に検討した重要な論稿である。
- 9) Offner, *An Unwanted War: The Diplomacy of the United States and Spain over Cuba, 1895-1898* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1992), 3; Pérez, *Cuba Between Empires 1878-1902* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1983), ch. 1; Benjamin, *The United States and the Origins of the Cuban Revolution*, 20-26; José M. Hernández, *Cuba and the United States Intervention and Militarism, 1868-1933* (Austin: University of Texas Press, 1993): 21-29.
 - 10) Offner, *An Unwanted War*. 12-13; Charles S. Campbell, *The Transformation of American Foreign Relations, 1865-1900* (New York: Harper & Row, Publishers, 1976): 242-243. 後にキューバの実態を視察して上院でその報告を行ったヴァーモント州選出上院議員レッドフィールド・プロクター (Redfield Proctor) は, 20万人が死亡したと述べたが, これは誇張した数字ではないと主張した。Campbell, *The Transformation of American Foreign Relations*, 255. 実際の犠牲者が10万人であったとする研究者としては, 以下を参照。Ernest R. May, *The Imperial Democracy: The Emergence of America as a Great Power* (New York: Harper & Row, 1961): 127.
 - 11) May, *Imperial Democracy*, 76-82; Robert Dallek, *The American Style of Foreign Policy*, 10-17. [林義勝訳『20世紀のアメリカ外交』18-25頁], イエロー・ジャーナリズムについては例えば以下を参照。ジョイス・ミルトン (仙名紀訳『イエローキッズ: アメリカ大衆新聞の夜明け』(文藝春秋, 1992年)
 - 12) James D. Richardson ed., *A Compilation of the Messages and Papers of the Presidents* (Washington D. C.: Bureau of National Literature and Art, 1910), IX, 6241-6242.
 - 13) Robert L. Beisner, *From the Old Diplomacy to the New, 1865-1900* (2nd ed. Wheeling: Harlan Davidson, Inc., 1986): 129; Pérez, *War of 1898: The United States and Cuba in History and Historiography* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1998): 15-18; Pérez, *Cuba and the United States*: 89-94.
 - 14) Richardson ed., *Messages and Papers of the Presidents*, 6292.
 - 15) Offner, *An Unwanted War*, 188-189.
 - 16) Walter LaFeber, *The American Search for Opportunity, 1865-1917* (New York: Cambridge University Press, 1993): 143-144; Benjamin, *United States and Origins of the Cuban Revolution*, 50; Rubin F. Weston, *Racism in U. S. Imperialism: The Influence of Racial Assumptions on American Foreign Policy, 1893-1946* (Columbia: University of South Carolina Press, 1972): 141-145. このようなマッキンリー大統領の大統領就任以来の連邦議会や世論に対する対応を, 彼の行政府の長としてのリーダーシップに注目する研究が最近目立っている。以下の文献を参照のこと。Alexander DeConde, *Presidential Machismo: Executive Authority, Military Intervention, and Foreign Relations* (Boston: Northeastern University Press, 2000): 84-85; Walter LaFeber, "Liberty and Power: U. S. Diplomatic History, 1750-1945," in Eric Foner ed., *The New American History* (Philadelphia: Temple University Press, 1997): 387; Joseph A. Fry, "William McKinley and the Coming of the Spanish-American War," 77-97.
 - 17) Joseph Benson Foraker, "Our War with Spain: Its Justice and Necessity," *Forum*, 25 (June 1898): 391-392 quoted in Pérez, *War of 1898*, 31.
 - 18) William R. Thayer, *The Life and Letters of John Hay* (2 vols. Boston: Houghton Mifflin Co., 1915), II, 337.
 - 19) Paolo E. Coletta, "McKinley, the Peace Negotiations, and the Acquisition of the Philippines," *Pacific Historical Review*, 30 (1961), 342; May, *Imperial Democracy*, 244; Margaret Leech, *In the Days of McKinley* (New York: Harper, 1959): 162.

- 20) Lewis, L. Gould, *The Spanish-American War and President McKinley* (Lawrence: University Press of Kansas, 1982): 63; Campbell, *Transformation of American Foreign Relations*, 286-289; David F. Trask, *The War with Spain in 1898* (New York: Macmillan Publishing Co., 1981): 384-385.
- 21) LaFeber, *American Search for Opportunity*, 147.
- 22) Thomas J. Osborne, *Annexation Hawaii* (Waimanalo, Hawaii: Island Style Press, 1998): 107.
- 23) リチャード・ホフスタター (後藤昭次訳) 『アメリカの社会進化思想』(研究社, 1973年), 205-242 頁。
- 24) Thomas G. Dyer, *Theodore Roosevelt and the Idea of Race* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1980): 5-6. 引用は Dallek, *American Style*, p.7. [『20世紀のアメリカ外交』, 14-15 頁]
- 25) Osborne, *Annexation Hawaii*, 90-92.
- 26) Stuart B. Kaufman, Peter J. Albert, and Grace Palladino eds., *The Samuel Gompers Papers* (Urbana: University of Illinois Press, 1991), IV, 487.
- 27) Osborne, *Annexation Hawaii*, 99-100; Hunt, *Ideology and U. S. Foreign Policy*, 80-81.
- 28) Osborne, *Annexation Hawaii*, 95-97, 99-100, 113-114, 118-119. Campbell, *Transformation of American Foreign Relations*, 234.
- 29) 1896年, 1900年におけるハワイ人, 中国人, 日本人の人口構成比率は, それぞれ 28.4%と 19.3%, 19.8%と 16.7%, 22.4%と 39.7%であった。都丸潤子「多民族化のなかの島々——19世紀末からのフィジーとハワイ」『神戸法学雑誌』43-1 (1993), 205頁より引用。
- 30) Julius W. Pratt, *Expansionists of 1898: The Acquisition of Hawaii and the Spanish Islands* (Chicago: Quadrangle Books, 1936): 319-322; Osborne, *Annexation Hawaii*, 109-134; Thomas J. McCormick, *China Market: America's Quest for Informal Empire, 1893-1901* ([1967] Chicago: Ivan R. Dee, Publishers, 1990): 111-114; LaFeber, *American Search for Opportunity*, 147-148; Campbell, *Transformation of American Foreign Relations*, 291-293; William M. Morgan, "The Anti-Japanese Origins of the Hawaiian Annexation Treaty of 1897," *Diplomatic History* 6-1 (Winter 1982): 23-44. 今井輝子「米布併合をめぐる日米関係」『国際関係学研究』6号, (1980): 62-63頁。
- 31) 1887年憲法の第56条及び59条によって被選挙権はハワイ人, アメリカ系あるいはヨーロッパ系であること, この憲法の遵守を誓約すること, さらに財産制限, 識字条項も定められている。憲法の全文は以下を参照のこと。"Kingdom of Hawaii Constitution of 1887" in <<http://www.hawaii-nation.org/constitution-1887.html>> なお, 女性参政権については以下を参照。Patricia Grimshaw, "Settler Anxieties, Ingenuous Peoples, and Women's Suffrage in the Colonies of Australia, New Zealand, and Hawaii, 1888 to 1902," *Pacific Historical Review* 69-4 (November 2000): 567-572.
- 32) 都丸潤子「多民族社会ハワイの形成—併合前の『排日』とその『ハワイ的』解決」『国際関係論研究』7 (1989), 21頁。今井「米布併合をめぐる日米関係」, 52-53頁。Gavan Daws, *Shoal of Time: A History of the Hawaiian Islands* ([1968] Honolulu: University of Hawaii Press, 1974): 281.
- 33) Walter LaFeber, *The New Empire: An Interpretation of American Expansion, 1860-1898* (Ithaca: Cornell University Press, 1963): 203-209; Alexander DeConde, *Ethnicity, Race, and American Foreign Policy: A History* (Boston: Northeastern University Press, 1992): 59-60.
- 34) Rubin, *Racism in U. S. Imperialism*, 57.
- 35) 都丸「多民族社会ハワイの形成」, 44-54頁。
- 36) Matthew F. Jacobson, *Barbarian Virtues: The United States Encounters Foreign Peoples at Home and Abroad, 1876-1917* (New York: Hill and Wang, 2000): 234-235. 都丸「多民族化の島々」, 170-171頁。
- 37) Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, 62; Daws, *Shoal of Time*, 290.

- 38) 都丸「多民族化の島々」, 173 頁。
- 39) Jacobson, *Barbarian Virtues*, 236, 247; Ruth Tabrah, *Hawaii: A Bicentennial History* (New York: W.W. Norton & Co., 1980): 114-115; Rubin, *Racism in U. S. Imperialism*, 71. ハワイ併合決議と基本法の全文については以下を参照のこと。“Newlands Resolution to Provide for Annexing the Hawaiian Islands to the United States” <<http://www.hawaii-nation.org/annexation.html>>; “Organic Act: An Act to Provide a Government for the Territory of Hawaii, Article 1-4. Citizenship, Article 2. The Senate, 34 Qualifications of senators, The House of Representatives, 40. Qualifications of representatives, Elections, 60. Qualifications of voters for representatives, 62. Qualifications of voters for senators and in all other elections” <File: ///A|/organic act, Hawaii.htm>
- 40) Joseph Smith, *The Spanish-American War: Conflict in the Caribbean and the Pacific, 1895-1902* (New York: Longman, 1994): 98-159. 平野孝「世界帝国への橋頭堡, 米西戦争」猿谷要編『アメリカの戦争』(講談社, 1985 年), 264-275 頁。
- 41) Theodore Roosevelt, *The Rough Riders* ([1899] Williamstown, Mass.: Corner House Publishers, 1979): 75.
- 42) Foner, *The Spanish-Cuban-American War, II: 1898-1902*, 354-355, 359-360, 364-365.
- 43) Hernández, *Cuba and the United States Intervention and Militarism*, 43.
- 44) Trask, *The War with Spain in 1898*, 322-323; Smith, *Spanish-American War*, 161-162. ガルシア将軍の書いた抗議文は以下を参照のこと。Gerald F. Linderman, *The Mirror of War: American Society and the Spanish-American War* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1974): 142.
- 45) Trask, *The War with Spain in 1898*, 208-209; Perés, *Cuba and the United States*, 94-96.
- 46) Linderman, *Mirror of War*, 131-132.
- 47) Hernández *Cuba and the United States*, 51-52; Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, 140.
- 48) Linderman, *Mirror of War*, 133-137.
- 49) *Ibid.*, 138.
- 50) A. B. Feuer, *The Santiago Campaign of 1898: A Soldier's View of the Spanish-American War* (Westport: Praeger, 1993): 39.
- 51) Linderman, *Mirror of War*, 138.
- 52) Leech, *In the Days of McKinley*, 273; Linderman, *Mirror of War*, 137-143; Foner, *Spanish-Cuban-American War, II*, 360-361.
- 53) Harvey Rosenfeld, *Diary of a Dirty Little War: The Spanish-American War of 1898* (Westport: Praeger, 2000): 200.
- 54) Smith, *Spanish-American War*, 193-194.
- 55) Hernández, *Cuba and the United States*, 66-73.
- 56) *Ibid.*, 21, 30-32.
- 57) Benjamin, *United States and Origins of Cuban Revolution*, 54-58; Pérez, *Cuba and United States*, 99-100.
- 58) Pérez, *War of 1898*, 29.
- 59) Pérez, *Cuba and United States*, 100; Louis A. Pérez, *Cuba Under the Platt Amendment, 1902-1934* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1986): 33.
- 60) Leech, *In the Days of McKinley*, 392; Hernández, *Cuba and the United States*, 75; Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, 146-150.
- 61) Pérez, *Cuba and United States*, 102-104, 107; Jacobson, *Barbarian Virtues*, 238; Benjamin, *United States and Origins of Cuban Revolution*, 63.
- 62) Pérez, *Cuba and United States*, pp.104-105.

- 63) Pérez, *Cuba Under the Platt Amendment*, 44-55.
- 64) Pérez, *Cuba and United States*, 111-114; Benjamin, *United States and Origins of Cuban Revolution*, 64-65; Pérez, *Cuba Under the Platt Amendment*, 52-58; Foner, *Spanish-Cuban-American War*, II, 620. また邦文の研究成果としては以下を参照。小平直行「アメリカ帝国主義のキューバ保護国化政策」『史学研究』178 (1988): 64-85頁。
- 65) Smith, *Spanish-American War*, 175-178.
- 66) Graham A. Cosmas, *An Army for Empire: The United States Army in the Spanish-American War* ([1973] College Station: Texas A & M University Press, 1994): 187-188.
- 67) Smith, *Spanish-American War*, 179.
- 68) John Morgan Gates, *Schoolbooks and Krags: The United States Army in the Philippines, 1898-1902* (Westport: Greenwood Press, 1973): 18-19.
- 69) William J. Pomeroy, *American Neo-Colonialism: Its Emergence in the Philippines and Asia* (New York: International Publishers, 1970): 45-46; Smith, *Spanish-American War*, 182-187
- 70) Stuart C. Miller, "Benevolent Assimilation": *The American Conquest of the Philippines, 1899-1903* (New Haven: Yale University Press, 1982): 44.
- 71) Leon Wolff, *Little Brown Brother: How the United States Purchased and the Pacified the Philippines* ([1961] New York: Oxford University Press, 1991): 72-73; Smith, *Spanish-American War*, 186-187.
- 72) H. W. Brands, *Bound to Empire: The United States and the Philippines* (New York: Oxford University Press, 1992): 48; John Dobson, *Reticent Expansionism: The Foreign Policy of William McKinley* (Pittsburgh: Duquesne University Press, 1988): 138-139; H. Wayne Morgan ed., *Making Peace with Spain: The Diary of Whitelaw Reid (September-December, 1898)* (Austin: University of Texas Press, 1965): 82. (notes 7 & 8)
- 73) May, *Imperial Democracy*, 250-251.
- 74) Walter LaFeber, *The New Empire*, 410-411; Brands, *Bound to Empire*, 24-26.
- 75) Trask, *War with Spain*, 435-443, 450-456.
- 76) Hunt, *Ideology and U. S. Foreign Policy*, 81; Robert C. Hilderbrand, *Power and the People: Executive Management of Public Opinion in Foreign Affairs, 1897-1921* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1981): 40.
- 77) この間のアメリカとスペインの講和代表団の交渉については以下を参照のこと。Morgan ed., *Making Peace with Spain*, 127-227.
- 78) 帝国主義論争についての基本的文献として以下を参照のこと。E. Berkeley Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States: The Great Debate, 1890-1920* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1970); Robert L. Besiner, *Twelve against Empire: The Anti-Imperialists, 1898-1900* (New York: McGraw-Hill, 1969); Llyod C. Gardner, Walter L. LaFeber, Thomas J. McCormick, *Creation of the American Empire, I. U. S. Diplomatic History to 1901* (Chicago: Rand McNally College Publishing Co., 1973): 226-231. 高橋章『アメリカ帝国主義成立史の研究』44-47頁。
- 79) David Healy, *US Expansionism: The Imperialist Urge in the 1890s* (Madison: The University of Wisconsin Press, 1970): 148; Peter W. Stanley, *The Philippines and the United States, 1899-1921* (Cambridge: Harvard University Press, 1974): 60-61.
- 80) Jacobson, *Barbarian Virtues*, 226.
- 81) 森孝一「ジョサイア・ストロングにとっての米西戦争」『キリスト教研究』55-2 (1994), 161-179頁。
- 82) Christopher Lasch, "The Anti-Imperialists, the Philippines, and the Inequality of Man," *Journal of Southern History*, 24-3 (August 1958), 319-331; 拙稿「19世紀末におけるアメリカの反帝国主義

- 者連盟—その運動と論理』『アメリカ研究』9 (1975), 98-99 頁。
- 83) Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, pp.90-91.
- 84) パリ講和条約の全文については以下を参照のこと。“Treaty of Peace Between the United States and Spain,” in The Avalon Project at the Yale Law School, <File: ///A|/The Avalon Project Treaty of.....Between the United States and Spain.htm>.
- 85) Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, 91.
- 86) Hunt, *Ideology and U. S. Foreign Policy*, 38-41; Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, 95-96.
- 87) Tompkins, *Anti-Imperialism in the United States*, 188-195.
- 88) Smith, *Spanish-American War*, 224.
- 89) この宣言のテキストは、例えば以下を参照のこと。James H. Blount, *The American Occupation of the Philippines 1898-1912* ([1912], New York: Oriole Editions, 1973): 147-150.
- 90) Stanley, *The Philippines and the United States*, 54.
- 91) Miller, “Benevolent Assimilation,” 52, 66.
- 92) Brands, *Bound to Empire*, 49.
- 93) Russel A. Alger, *The Spanish-American War* ([1901] Freeport: Books for Libraries Press, 1971) : 352-357; Smith, *Spanish-American War*, p.222.
- 94) Brian M. Linn, *The U. S. Army and Counterinsurgency in the Philippine War, 1899-1902* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1989): 12-13.
- 95) Linn, *The U. S. Army and Counterinsurgency*, 14-20; Cosmas, *Army for Empire*, 312-314; Miller, “Benevolent Assimilation,” 142-143, 145-146.
- 96) Stanley, *The Philippines and the United States*, 54-60; Schurman, “U. S. Philippine Commission Proclamation, Manila, Philippine Islands, April 4, 1899,” in <file: ///A/Americanization During the Philippine-American War of 1899-1902.html>.
- 97) Brands, *Bound to Empire*, pp.51-52; Gates, *Schoolbooks and Krags*, 95-96.
- 98) Stanley, *The Philippines and the United States*, p.60.
- 99) Robert Bacon & James B. Scott eds., *The Military and Colonial Policy of the United States: Addresses and Reports by Elihu Root* ([1916] New York: AMS Press, 1970): 9-10.
- 100) Gates, *Schoolbooks and Krags*, 89-92. 例えば、教育の普及への具体的取り組みとその影響については以下を参照のこと。河原俊昭「アメリカ統治時代のフィリピンの教育とトーマサイツの役割」『金沢経済大学論集』32-1 (1998), 47-59 頁, 中里彰「フィリピンにおけるスペインとアメリカの植民地教育政策の比較研究(下)」『社会文化研究所紀要』(八幡大学社会文化研究所) 16 (1985), 55-74 頁。
- 101) Brian M. Linn, *The Philippine War, 1899-1902* (Lawrence: University of Kansas Press, 2000): 216-217; “Pres. William McKinley’s Letter of Instructions to the Taft Commission, April 7, 1900,” <file: ///A/Americanization During the Philippine-American War of 1899-1902.html>.
- 102) Linn, *U. S. Army and Counterinsurgency*, 20-21.
- 103) Stanley, *The Philippines and the United States*, 63-64.
- 104) 1900 年の大統領選挙では、民主党ブライアン候補は銀の自由鑄造など国内問題に重点を動かしていた。Beisner, *Twelve against Empire*, 122-123; Stanley Karnow, *In Our Image: America’s Empire in the Philippines* (New York: Random House, 1989): 180-181; Miller, “Benevolent Assimilation,” 129-149. また、ブライアンの「帝国主義」理解については以下を参照。横山良「アメリカ反帝国主義運動試論—その諸グループと帝国主義理解を中心に—」『史林』57-3 (1974): 64-68, 88-91, 92-95 頁。
- 105) Linn, *U. S. Army and Counterinsurgency*, 23-25.
- 106) 中野聡「民主主義と他者認識—選挙制度をめぐる米比関係史に関する試論」大津留(北川) 智恵子, 大芝亮編著『アメリカが語る民主主義—その普遍性, 特異性, 相互浸透性』(ミネルヴァ書房, 2000 年), 241-242 頁。Pomeroy, *American Neo-Colonialism*, 142-143; Stanley, *The Philippines and the United*

States, 65-73.

- 107) Richard E. Welch, Jr., *Response to Imperialism: The United States and the Philippine-American War, 1899-1902* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1979): 37-38.
- 108) Stanley, *The Philippines and the United States*, 87-89; Brands, *Bound to Empire*, 60, 77-79.
- 109) 具体的内容については、例えば以下を参照のこと。Stanley, *The Philippines and the United States*, 90-98.
- 110) Pomeroy, *American Neo-Colonialism*, 127; Smith, *Spanish-American War*, 224.
- 111) Weston, *Racism in U. S. Imperialism*, 104-107.
- 112) Stanley, *The Philippines and the United States*, 90; Pomeroy, *American Neo-colonialism*, 128.
- 113) レナト・コンスタンティノー (鶴見良行監訳) 『フィリピン・ナショナリズム論』上 (井村文化事業社, 1977年) 30頁。
- 114) Stanley, *The Philippines and the United States*, 111.
- 115) "Proclamation Ending the Philippine-American War," by Theodore Roosevelt in <<http://www.boondocksnet.com/sctexts/roosevelt020704.html>>
- 116) Welch, Jr., *Response to Imperialism*, 42; Richard Drinnon, *Facing the West: The Metaphysics of Indian-Hating and Empire-Building* ([1980] Norman: University of Oklahoma Press, 1997): 307-332.
- 117) Linn, *U. S. Army and Counterinsurgency*, 25-26.
- 118) Welch, Jr., *Response to Imperialism*, 39.
- 119) 北村彰一「アメリカの植民地支配—フィリピンにおける軍政」関西アメリカ史研究会編著『アメリカの歴史 下一統合を求めて—』(柳原書店, 1982年), 113-116頁。Linn, *Philippine War, 1899-1902*, 310-316;
- 120) Linn, *The Philippine War*, 300-305; Glenn A. May, *Battle for Batangas: A Philippine Providence at War* (New Haven: Yale University Press, 1991): 242-269.
- 121) 北村「アメリカの植民地支配」116-118頁。
- 122) Russell Roth, *Muddy Glory: America's 'Indian War' in the Philippines, 1899-1935* (W. Hanover, Mass.: The Christopher Publishing House, 1981): 87.
- 123) Welch, Jr., *Response to Imperialism*, 133-149; Tompkins, *Anti-Imperialism*, 251-254; Miller, "Benevolent Assimilation," 251; Daniel B. Schirmer, *Republic or Empire: American Resistance to the Philippine War* (Cambridge: Schenkman Publishing Company, Inc., 1972): 225-253.
- 124) Stuart C. Miller, "The American Soldier and the Conquest of the Philippines," in Peter W. Stanley ed., *Reappraising an Empire: New Perspectives on Philippine-American History* (Cambridge: Harvard University Press, 1984): 13-34; Walter L. Williams, "United States Indian Policy and the Debate over Philippine Annexation: Implications for the Origins of American Imperialism," *Journal of American History* 66-4 (March 1980): 827-828; Jacobson, *Barbarian Virtues*, 243.
- 125) 例えば邦語文献では以下のような成果がある。川島正樹「ブッカー・T・ワシントンにおける「自助」と「連帯」——米西戦争・フィリピン「反乱」をめぐる——」『史苑』44-2 (1985): 79-118頁; 上杉忍「米西戦争と黒人——帝国主義戦争の先兵にされたアメリカ黒人の抵抗と苦悩——」『人文論集』(静岡大学人文学部) 39 (1988): 83-116頁; 兼子歩「米西戦争・フィリピン戦争における男らしさ」『西洋史論集』(北海道大学文学部, 西洋史研究室) 3 (2000): 50-75頁。

(2001年2月7日受付, 2月18日受理)

The Spanish-American-Cuban-Filipino War:
The Rhetoric for Insular Possessions Abroad
and the Realities of Their Governance

HAYASHI Yoshikatsu

This paper aims to examine the rhetoric employed by the American government to justify waging the Spanish-American-Cuban-Filipino War from 1898 to 1902, and the realities of the governance of the insular possessions which were placed under America's control as a result of the war. These overseas territories were Cuba, and the Philippine Islands, and Hawaii was annexed by the United States in the wake of the war. In governing these islands with differing historical and social backgrounds, the American government took a different approach toward each. However, the common element in each case was Anglo-Saxon racial prejudice against the non-white peoples living there. Under the Organic Act, a small group of American ancestry continued to dominate the Territory of Hawaii and exclude from the political process the Asian population, which were characterized as racially inferior. In refusing self-government to the Cubans who desired their independence, the American government forced them to accept the Platt Amendment, and consequently transformed the island into a protectorate under the control of the United States. The U.S. government took charge of the Philippine Islands under the rhetoric of civilizing the Filipinos, who had been engaged in military resistance against Spain to gain their independence. Consequently, the Philippine-American War broke out in 1899, and continued until 1902. While the American government adopted the policy of "benevolent assimilation" toward the Filipinos with the connotation of racial supremacy over them, it made military commitments to suppress the revolutionary elements in the islands, and this entailed atrocities and torments. Their deeds were forgiven in the United States because they were done to the Filipinos who were believed to be racially inferior. The Philippine Organic Act, which embodied the idea of "benevolent assimilation," stipulated that the islands were not recognized as an incorporated territory of the United States, and the inhabitants in the islands were not qualified to be U.S. citizens. We can see the attitude of racial supremacy in the way the United States government dealt with the non-white peoples in these islands.

Keywords: Spanish-American-Cuban-Filipino War, Spanish-American War, Philippine-American War, insular possessions